

資料編

目 次

1	土地及び気象	
(1)	市役所の位置	1
(2)	面積及び広ぼう	1
(3)	主要山岳	1
(4)	主要河川	1
(5)	気象概況	2
2	人口分布	
(1)	人口の推移	4
(2)	人口集中地区人口、面積	5
(3)	常住人口と昼間人口	5
3	連絡先	
(1)	関係機関連絡先	6
(2)	報道機関一覧	10
(3)	医療機関一覧	11
(4)	建設業者等一覧	16
4	通信関係	
(1)	地域防災行政無線番号一覧	19
(2)	地域防災行政無線操作方法	20
(3)	災害時優先電話	23
5	緊急輸送関係	
(1)	車両一覧	24
(2)	ヘリポート設置箇所	27
6	避難関係	
(1)	避難実施要領策定のための参考資料(避難実施要領のパターン)	28
(2)	県内指定避難施設一覧表	38
7	各種様式	
(1)	調査・報告関係	
	参集記録簿	50
	概況調査票(参集後記載分)	51
	災害調査票(各課等集計分)	52
(2)	避難場所運営関係	
	避難者台帳	59
	避難者世帯票	60
	避難場所日誌	61

(3) 行方不明者搜索等関係	
行方不明者搜索者名簿	6 2
行方不明者搜索票	6 3
(4) 遺体調書・埋火葬関係	
遺体調書	6 4
遺体処台帳	6 5
遺体遺留品処理票	6 6
埋火葬台帳	6 7
(5) 安否情報関係	
安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)	6 8
安否情報収集様式 (死亡住民)	6 9
安否情報報告書	7 0
安否情報照会書	7 1
安否情報回答書	7 2
(6) 特殊標章等関係	
特殊標章等の交付をした者に関する台帳	7 3
特殊標章等に係る交付申請書	7 4
特殊標章再交付申請書	7 5
身分証明書再交付申請書	7 6
8 条例等	
(1) 鳥栖市国民保護協議会条例	7 7
(2) 鳥栖市国民保護協議会運営要領	7 9
(3) 鳥栖市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	8 2
9 通知関係	
(1) 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」(安否情報省令) (平成 1 7 年 3 月 2 8 日総務省令第 4 4 号)	9 1
(2) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について (平成 1 7 年 4 月 1 日消防国第 2 2 号消防庁国民保護室長)	9 8
(3) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について (平成 1 8 年 4 月 3 日消防国第 1 3 号消防庁国民保護・防災部長)	1 0 4
(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び基準) (平成 1 6 年 9 月 1 7 日厚生労働省告示第 3 4 3 号)	1 0 7

土地及び気象

1. 市役所の位置

所在地	佐賀県鳥栖市宿町1118番地
経緯度	東経 130° 30' 30"
	北緯 33° 22' 30"

2. 面積及び広ぼう

面積	71.73 km ²
距離	東西 8.2 km
	南北 9.0 km

3. 主要山岳

(単位:m)

山岳名	標高
九千部山	847.5
石谷山	754.4
城山	501.3
雲野尾峠	395.2
杓子ヶ峰	247.0
群石山	201.0
朝日山	133.0

4. 主要河川

(単位:m)

河川名	総延長
大木川	12,470
秋光川	14,300
沼川	11,500
安良川	10,920
轟木川	4,800

県管理河川の数値

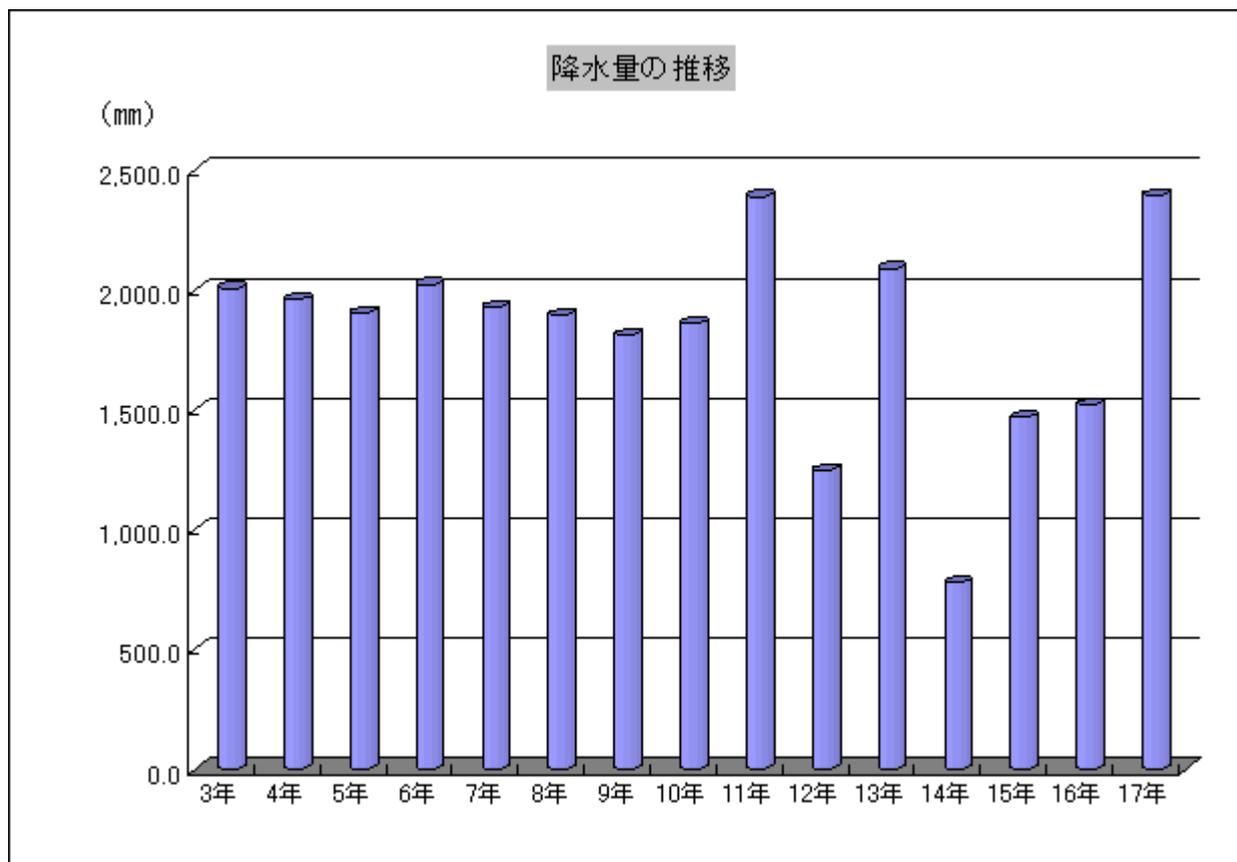
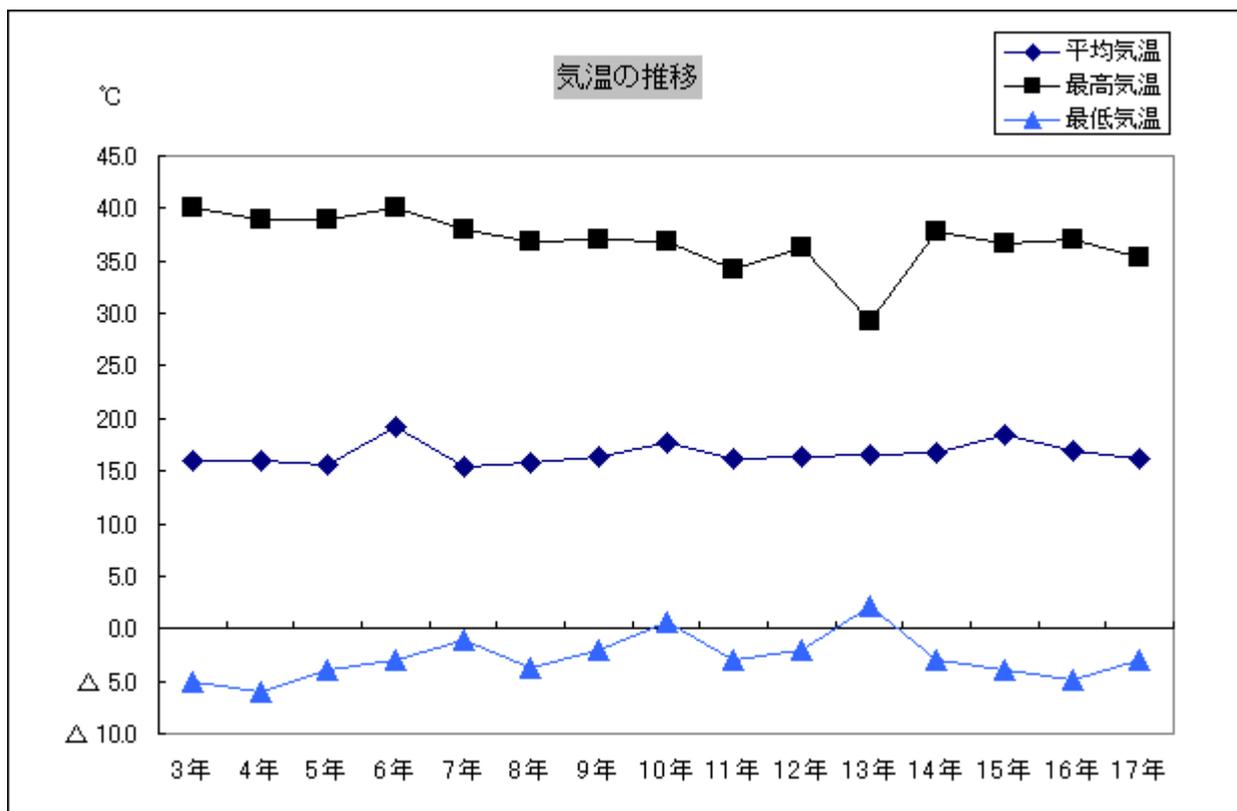
鳥栖市統計書(平成17年版)より抜粋

5 . 気象概況

(単位: ,mm)

年 月	気 温			降 水 量
	平 均	最 高	最 低	
昭和 57 年	16.1	39.0	3.0	2,279.6
昭和 58 年	16.2	40.0	5.0	2,005.5
昭和 59 年	16.1	39.0	6.0	1,959.0
昭和 60 年	17.6	39.0	4.0	1,904.0
昭和 61 年	17.6	40.0	3.0	2,024.1
昭和 62 年	19.5	38.0	1.0	1,929.3
昭和 63 年	15.6	36.8	3.8	1,896.0
平成元年	17.4	37.0	2.0	1,811.7
平成 2 年	17.6	36.9	0.7	1,860.0
平成 3 年	16.0	34.2	3.0	2,390.2
平成 4 年	16.0	36.2	2.1	1,247.0
平成 5 年	15.6	29.2	2.2	2,090.5
平成 6 年	19.3	37.8	3.0	779.0
平成 7 年	15.4	36.6	4.0	1,468.5
平成 8 年	15.8	37.1	4.8	1,521.2
平成 9 年	16.3	35.3	2.9	2,395.5
平成 10 年	17.7	32.8	2.0	1,672.5
平成 11 年	16.1	35.3	3.6	1,593.0
平成 12 年	16.4	35.9	2.4	1,299.5
平成 13 年	16.5	37.7	3.4	1,643.0
平成 14 年	16.7	36.6	2.3	1,549.0
平成 15 年	18.4	36.1	3.3	1,905.5
平成 16 年	16.9	38.1	5.0	2,043.5
平成 17 年	16.2	36.7	2.9	1,515.0

鳥栖市統計書(平成 17 年版)より抜粋



鳥栖市統計書(平成17年版)より抜粋

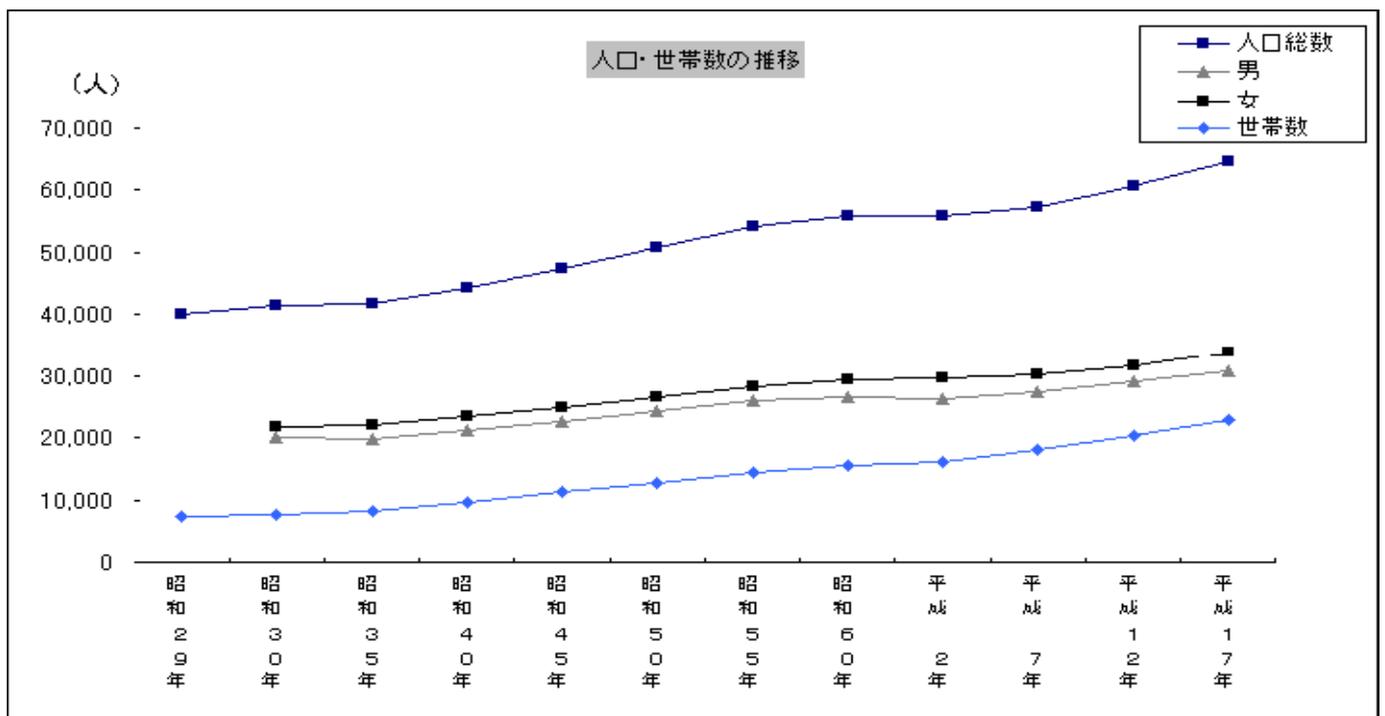
人口分布

1. 人口の推移

(単位:世帯,人)

年次	世帯数	人口			1世帯あたりの世帯人員	備考
		総数	男	女		
昭和 29 年	7,304	40,176	5.50	市制施行(4月1日現在)
30 年	7,561	41,601	19,995	21,606	5.50	第 8 回 国勢調査
35 年	8,221	41,870	19,825	22,045	5.09	第 9 回 国勢調査
40 年	9,690	44,419	21,103	23,316	4.58	第 10 回 国勢調査
45 年	11,174	47,369	22,486	24,883	4.24	第 11 回 国勢調査
50 年	12,811	50,733	24,229	26,504	3.96	第 12 回 国勢調査
55 年	14,528	54,254	25,973	28,281	3.73	第 13 回 国勢調査
60 年	15,480	55,791	26,533	29,258	3.60	第 14 回 国勢調査
平成 2 年	16,183	55,877	26,354	29,523	3.45	第 15 回 国勢調査
7 年	18,033	57,414	27,332	30,082	3.18	第 16 回 国勢調査
12 年	20,391	60,726	29,045	31,681	2.98	第 17 回 国勢調査
17 年	22,808	64,723	30,880	33,843	2.84	第 18 回 国勢調査

資料:国勢調査報告書



鳥栖市統計書(平成 17 年版)より抜粋

2. 人口集中地区人口、面積

年次	人口	面積	人口密度	全体に占める割合	
				人口	面積
	人	km ²	人/km ²	%	%
昭和45年	17,322	3.30	5,249.1	36.6	4.6
昭和50年	21,690	4.60	4,715.2	42.8	6.4
昭和55年	24,853	5.50	4,518.7	45.8	7.7
昭和60年	26,017	5.80	4,485.7	46.6	8.1
平成2年	25,339	6.00	4,223.2	45.3	8.4
平成7年	27,987	7.22	3,876.3	48.7	10.1
平成12年	29,762	7.36	4,043.8	49.0	10.3
平成17年	30,782	7.47	4,120.7	47.6	10.3

人口集中地区は、市町村の区域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロ当たり4,000人以上)が接して、その人口が5,000人以上となる地域をいう。

3. 常住人口と昼間人口

(単位:人)

年次	常住人口	昼間人口	就業者及び通学者数						流入超過数
			他市町村からの通勤通学者 (流入)			他市町村への通勤通学者 (流出)			
			計	県内	県外	計	県内	県外	
昭和40年	44,419	43,685	4,789	2,755	2,034	5,523	944	4,579	734
昭和45年	47,369	46,894	5,975	3,342	2,633	6,450	1,317	5,133	475
昭和50年	50,733	51,467	8,200	4,492	3,708	7,466	1,810	5,656	734
昭和55年	54,254	55,843	10,021	5,664	4,357	8,432	2,318	6,114	1,589
昭和60年	55,791	57,633	11,311	6,118	5,193	9,469	2,952	6,517	1,842
平成2年	55,877	57,753	13,134	6,607	6,527	11,258	3,566	7,692	1,876
平成7年	57,414	62,246	17,131	7,812	9,319	12,299	4,152	8,147	4,832
平成12年	60,711	66,663	18,870	8,061	10,809	12,918	4,673	8,245	5,952

資料: 国勢調査報告書

鳥栖市統計書(平成17年版)より抜粋

関係機関連絡先

1 . 国

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
総務省消防庁	〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527 03-5253-7777(時間外)	03-5253-7537 03-5253-7553(時間外)	9-048-500-7527(衛星) 9-048-500-7782(時間外)

2 . 県

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
佐賀県消防防災課	〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7026 0952-24-3842(時間外)	0952-25-7262	9-8-1356(衛星) 9-8-733
佐賀県河川砂防課	"	0952-25-7162	0952-25-7277	9-8-2686(衛星) 9-8-741
鳥栖土木事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4176	0942-84-0969	9-8-53-511(衛星) 9-8-53-601
鳥栖農林事務所	"	0942-83-2141	0942-84-0959	9-8-53-412(衛星) 9-8-53-651
鳥栖保健福祉事務所	"	0942-83-2161	0942-84-1849	9-8-53-311(衛星) 9-8-53-641
鳥栖警察署	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131	0942-82-9110	

3 . 自衛隊

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
佐賀地方協力本部	〒840-0047 佐賀市与賀町 2-18	0952-24-2291	0952-24-2293	
陸上自衛隊 九州補給処	〒842-0032 神埼郡三田川町大字立野 7	0952-52-2161	0952-52-2940	9-86-721
陸上自衛隊九州補給処 鳥栖燃料支処	〒841-0051 鳥栖市村田町 1089-1	0942-82-4155	0942-82-4155	

4 . 指定地方行政機関

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
佐賀地方気象台	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7027	0952-32-7041	9-771
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	〒841-0012 鳥栖市田代昌町 492	0942-83-2505	0942-83-2524	
筑後川河川事務所	〒830-8567 久留米市高野 1-2-1	0942-33-9131	0942-35-0186	
佐賀財務事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7161		
佐賀農政事務所	〒840-0803 佐賀市栄町 3-51	0952-23-3131		
佐賀森林管理署	〒840-0814 佐賀市成章町 2-11	0952-26-1111	0952-26-1113	

5 . 指定公共機関

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
九州電力(株) 鳥栖営業所	〒841-0036 鳥栖市秋葉町 3-29-1	0942-83-2194	0952-82-8123	
西日本電信電話(株) 佐賀支店	〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-8-32	0952-25-8230	0952-29-9444	
日本放送協会佐賀放送局 (NHK佐賀放送局)	〒840-0041 佐賀市城内 2-15-8	0952-28-5000	0952-28-5002	9-773
西日本高速道路(株)九州支社 久留米管理事務所	〒839-0809 久留米市東合川 5-11-57	0942-43-4612	0942-43-9512	
日本赤十字社佐賀県支部	〒840-0843 佐賀市川原町 2-45	0952-25-3108	0952-25-4184	9-772
鳥栖郵便局	〒841-8799 鳥栖市元町 1234-2	0942-82-2340	0942-83-6884	
九州旅客鉄道(株) 鳥栖駅	〒841-0034 鳥栖市京町 711	0942-82-2020	0942-85-2414	

6. 指定地方公共機関

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
社団法人佐賀県医師会	〒849-8514 佐賀市新中町 2-15	0952-33-1414	0952-33-0102	
鳥栖三養基医師会	〒841-0034 鳥栖市幸津町 1923	0942-83-2282	0942-85-1177	
社団法人佐賀県看護協会	〒840-0815 佐賀市天神 1-4-15	0952-23-4355	0952-24-5461	
佐賀県道路公社	〒840-0041 佐賀市城内 1-6-5	0952-25-2050	0952-29-9092	
社団法人佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-2	0952-31-2341	0952-31-2342	
社団法人佐賀県トラック協会	〒849-0921 佐賀市高木瀬西 3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441	
鳥栖ガス(株)	〒841-0048 鳥栖市藤木町 2465	0942-82-4788	0942-85-2504	
社団法人佐賀県北ガス協会	〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-7-18	0952-22-5516	0952-22-5517	
(株)サガテレビ	〒840-0041 佐賀市城内 1-6-10	0952-25-9071	0952-23-9122	9-775
長崎放送(株) 佐賀放送局 (NBC佐賀放送局)	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄 1249	0952-22-1460	0952-23-4045	9-774
(株)エフエム佐賀 (FMサガ)	〒840-0023 佐賀市本庄袋 286-5	0952-25-7790	0952-29-7200	9-776

7. 近隣市町

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
久留米市生活安全推進室	〒830-8520 久留米市城南町 15-3	0942-30-9052	0942-30-9706	9-040-203-70 (衛星) 防災対策室
小郡市総務課	〒838-0198 小郡市小郡 255-1	0942-72-2111	0942-73-4466	9-040-216-70 (衛星)

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
那珂川町環境課	〒811-1292 筑紫郡那珂川町大字西隈 64-1	092-953-2211	092-953-0688	9-040-305-70 (衛星)
基山町総務課	〒841-0204 三養基郡基山町大字宮浦 666	0942-92-7915	0942-92-2084	9-341-312
みやき町総務課	〒849-0113 三養基郡みやき町大字東尾 737-5	0942-89-1651	0942-89-1650	
上峰町総務課	〒849-0123 三養基郡上峰町大字坊所 383-1	0952-52-2181	0952-52-4935	9-345-224

8 . その他

防災関係機関名	住 所	電話番号	F A X	防災行政無線電話等
鳥栖・三養基地区 消防事務組合	〒841-0037 鳥栖市本町 3-1488-1	0942-85-0119	0942-83-8700	9-531-292
鳥栖商工会議所	〒841-0051 鳥栖市元町1380-5	0942-83-2655	0942-83-8888	
(株)C R C Cメディア (くーみんテレビ)	〒839-0861 久留米市百年公園 1-1	0942-37-6411	0942-37-6416	
ドリームスエフエム放送(株) (ドリームスFM)	〒830-8520 久留米市中央町 35-20	0942-30-0765	0942-31-0780	
河内ダム	〒841-0087 鳥栖市河内町 1679	0942-83-4300	0942-85-1225	9-6311 9-88351 (車載)
鳥栖市土地改良区	〒841-0052 鳥栖市宿町 1152-2	0942-84-4323	0942-84-4323	

報道機関一覽

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
朝日新聞社佐賀支局	佐賀市天神3 - 2 - 25	0952 - 23 - 8146	0952 - 23 - 5902
共同通信社佐賀支局	佐賀市天神3 - 2 - 23	0952 - 23 - 7138	0952 - 22 - 9279
佐賀新聞社本社	佐賀市天神3 - 2 - 23	0952 - 28 - 2122	0952 - 29 - 5760
時事通信社佐賀支局	佐賀市松原1 - 2 - 35	0952 - 26 - 3434	0952 - 26 - 3435
西日本新聞社佐賀総局	佐賀市松原1 - 1 - 31	0952 - 26 - 7181	0952 - 23 - 8517
日刊工業新聞社佐賀支局	佐賀市中の小路4 - 30	0952 - 26 - 1525	0952 - 26 - 1526
日本経済新聞社佐賀支局	佐賀市与賀町1 - 19	0952 - 23 - 4597	0952 - 29 - 6538
毎日新聞社佐賀支局	佐賀市八幡小路2 - 1	0952 - 23 - 8108	0952 - 26 - 1284
読売新聞社佐賀支局	佐賀市駅前中央1 - 9 - 38	0952 - 24 - 7141	0952 - 24 - 7144
サガテレビ本社	佐賀市城内1 - 6 - 10	0952 - 25 - 9071	0952 - 23 - 9122
N H K 佐賀放送局	佐賀市城内2 - 15 - 8	0952 - 28 - 5001	0952 - 28 - 5002
N B C 佐賀放送局	佐賀市本庄町本庄1249	0952 - 22 - 1460	0952 - 23 - 4045
朝日新聞社鳥栖支局	鳥栖市宿町1431 - 4	0942 - 83 - 2660	0942 - 85 - 0040
佐賀新聞社鳥栖支局	鳥栖市元町1380 - 4	0942 - 83 - 2620	0942 - 81 - 3205
西日本新聞社鳥栖支局	鳥栖市元町1380 - 2	0942 - 83 - 2010	0942 - 83 - 2410
毎日新聞社鳥栖支局	鳥栖市元町1380 - 3	0942 - 83 - 2017	0942 - 84 - 1892
読売新聞社鳥栖支局	鳥栖市宿町1154 - 302	0942 - 83 - 3842	0942 - 83 - 3943
サガテレビ鳥栖支局	鳥栖市本町1 - 135 - 1 - 304	0942 - 84 - 3080	0942 - 84 - 3080
N H K 佐賀放送局鳥栖通信部	基山町小倉381 - 7	080 - 5206 - 4789	0942 - 92 - 5242

医療機関一覧

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目	ベット数	備 考
赤司歯科医院	鳥栖市萱方町239 - 9	83 - 0202	歯		
荒木産婦人科医院	鳥栖市田代外町479	82 - 4766	産婦人	一般 14	
医療法人 石田医院	鳥栖市古賀町366 - 1	82 - 2722	内、消化器、循環器、小児		
医療法人千鳥会 石橋整形外科	鳥栖市桜町1467 - 5	82 - 7751	整形外	一般 19	
いとうクリニック	鳥栖市轟木町1383	81 - 2088	泌尿器、皮膚、性病		
いぬお病院	鳥栖市萱方町110 - 1	82 - 7007	精神、神経、心療内	精神 156	自家発電有
井上歯科医院	鳥栖市蔵上2 - 164	85 - 0648	歯		
医療法人如水会 今村病院	鳥栖市轟木町1523 - 6	82 - 5550	内、呼吸器、消化器、循環器、神経内、アレルギー、外、整形外、脳神経外、泌尿器、肛門、リハビリ、放射線、耳鼻咽喉、麻酔、歯、歯科口腔外	一般 104 療養 75	自家発電有
岩岡整形外科	鳥栖市蔵上2 - 112	85 - 1000	整形外、リハビリ	一般 13 療養 6	
上田歯科医院	鳥栖市村田町7 - 6	82 - 8060	歯、小児歯		
上野内科医院	鳥栖市田代外町603 - 1	82 - 2315	内、消化器、循環器、小児、リハビリ		
うえまつ歯科	鳥栖市弥生が丘2 - 9	87 - 3514	歯、小児歯		
医療法人悠生会 上村泌尿器科医院	鳥栖市古賀町343	83 - 7870	泌尿器	一般 3	人工透析有、 2ト受水槽有
医療法人 梅野耳鼻咽喉科	鳥栖市本町1 - 924 - 1	82 - 2318	アレルギー、耳鼻咽喉、気管食道		
医療法人 運天眼科クリニック	鳥栖市元町1247 - 7	84 - 0433	眼		
大石クリニック	鳥栖市田代本町882 - 1	83 - 3676	内、消化器、外、整形外		
大園内科医院	鳥栖市萱方町158 - 10	87 - 8888	内、消化器、リハビリ		
おか眼科クリニック	鳥栖市萱方町189 - 1	83 - 0111	眼		
片渚産婦人科	鳥栖市大正町843	83 - 2539	産婦人	一般 3	
川野歯科医院	鳥栖市土井町202 - 5	82 - 3790	歯		

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目	ベット数	備 考
医療法人 きざと外科医院	鳥栖市原町861 - 1	83 - 2084	内、消化器、外、肛門、リハビリ	一般 13	
熊谷歯科医院	鳥栖市山浦町1386 - 1	82 - 4970	歯、小児歯		
医療法人元秀会 隈本歯科医院	鳥栖市弥生が丘2 - 124	87 - 9877	歯		
くらのうえ市丸歯科	鳥栖市蔵上2 - 187	81 - 5451	歯、矯正歯、小児歯、歯科口腔外		
栗山歯科医院	鳥栖市本通町1 - 855	82 - 2246	歯		
医療法人 黒岩医院	鳥栖市鎗田町327 - 4	82 - 3415	耳鼻咽喉		
医療法人啓心会 啓心会病院	鳥栖市原町670 - 1	83 - 1030	内、呼吸器、消化器、心療内、整形外、整形外、リハビリ	一般 30 療養 150	
玄々堂内科	鳥栖市曾根崎町2350	83 - 2151	内、呼吸器、消化器、小児		
医療法人 古賀医院	鳥栖市儀徳町2907 - 1	83 - 2294	内、呼吸器、循環器、リハビリ、神経内		
医療法人真正会 古賀医院	鳥栖市原古賀町609 - 2	83 - 3457	内、呼吸器、消化器、循環器、小児、神経内、外、リハビリ	一般 8	
こが歯科	鳥栖市曾根崎町1490 - 6	83 - 2163	歯		
医療法人 古賀歯科医院	鳥栖市大正町851 - 3	82 - 3211	歯、小児歯		
古賀歯科医院	鳥栖市儀徳町2672 - 1	82 - 4072	歯		
医療法人健裕会 古賀内科医院	鳥栖市宿町1106 - 2	83 - 3204	内、呼吸器、消化器、小児、神経内、心療内、リハビリ、放射線	一般 14 療養 5	
古賀病院	鳥栖市本通町1 - 855 - 10	83 - 3771	内、消化器、循環器、小児、外、整形外、脳神経外、皮膚、泌尿器、肛門	一般 24 療養 26	
医療法人真正会 古賀素子歯科医院	鳥栖市原古賀町861	83 - 3722	歯、小児歯		
こばやし歯科医院	鳥栖市田代外町655 - 1	84 - 3939	歯、小児歯、歯科口腔外		
皮膚科 駒井あやこクリニック	鳥栖市蔵上4 - 192	82 - 0121	アレルギー、皮膚		
こやなぎ内科循環器科クリニック	鳥栖市原町1077 - 3	81 - 5424	内、呼吸器、循環器		
近藤歯科医院	鳥栖市今泉町2457	85 - 1717	歯、小児歯		
医療法人光寿 権藤医院	鳥栖市田代上町285	82 - 2978	内、小児、心療内、リウマチ、リハビリ		
医療法人 権藤歯科	鳥栖市宿町1103 - 5	82 - 4448	歯、矯正歯、小児歯		

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目	ベット数	備 考
医療法人 斉藤内科医院	鳥栖市東町1 - 1058	82 - 2016	内、小児、放射線		
酒井歯科医院	鳥栖市本町1 - 921 - 1	84 - 1575	歯、矯正歯、小児歯		
医療法人 三輪堂医院	鳥栖市元町1086	83 - 2281	内、外、脳神経外、リハビリ		
しばやま整形外科	鳥栖市京町718 - 1	82 - 2515	整形外、リハビリ		
しもむら歯科医院	鳥栖市轟木町1173	81 - 5451	歯、小児歯		
白水歯科クリニック	鳥栖市本通町2 - 882	83 - 8282	歯		
医療法人 白水レディースクリニック	鳥栖市本通町2 - 882	83 - 8383	産婦人、麻酔	一般 10	
医療法人 じゅん先生のこども総合クリニック	鳥栖市下野町3097 - 2	81 - 2333	小児、外、整形外、小児外、アレルギー、耳鼻咽喉、皮膚	一般 2	
ジョイフル歯科医院	鳥栖市本鳥栖町537 - 1	84 - 8217	歯、矯正歯、小児歯		
すがい小児科	鳥栖市神辺町58 - 3	84 - 7020	小児		
すぎやま内科胃腸科	鳥栖市神辺町210 - 5	84 - 7785	内、消化器		
すむのさと高尾病院	鳥栖市高田町210 - 1	84 - 8838	内、呼吸器、消化器、循環器、神経 内、皮膚、リハビリ	療養 180	
すむのさと温泉診療所	鳥栖市高田町203 - 1	84 - 7611	内、皮膚		
医療法人 せとじまクリニック	鳥栖市真木町1974 - 4	87 - 5008	内、消化器、外、リハビリ		
高尾医院	鳥栖市京町776 - 10	83 - 2328	内、小児、皮膚		
医療法人社団 武田内科医院	鳥栖市村田町715	84 - 1011	内、消化器、循環器、小児		
田尻外科胃腸科医院	鳥栖市幸津町1761 - 1	83 - 6800	内、消化器、外	一般 19	
田中こども歯科医院	鳥栖市宿町1470 - 13	87 - 5151	歯、矯正歯、小児歯		
たにぐち歯科クリニック	鳥栖市宿町1131 - 2	81 - 3814	歯、小児歯		
照崎歯科医院	鳥栖市轟木町1501 - 10	85 - 1575	歯、矯正歯、小児歯		
鳥栖整形外科	鳥栖市蔵上4 - 195	84 - 7370	リウマチ、整形外、リハビリ		
医療法人 鳥越脳神経外科クリニック	鳥栖市曾根崎町2382	87 - 3030	脳神経外、リハビリ		
中川歯科医院	鳥栖市曾根崎町1208 - 4	87 - 3558	歯、小児歯		
医療法人 なかしまクリニック	鳥栖市蔵上町665 - 1	84 - 5811	内、脳神経外		

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目	ベット数	備 考
なかた歯科医院	鳥栖市原古賀町707 - 1	84 - 8225	歯、小児歯		
中富歯科医院	鳥栖市桜町1468 - 1	85 - 1234	歯、矯正歯、小児歯、歯科口腔外		
名取医院	鳥栖市儀徳町2510 - 1	84 - 8008	内、小児、リハビリ		
なりとみ歯科	鳥栖市神辺町397 - 1	84 - 3116	歯、矯正歯、小児歯		
のきた歯科医院	鳥栖市大正町697 - 3	83 - 8211	歯、矯正歯、小児歯		
野口歯科医院	鳥栖市神辺町1578 - 8	82 - 6510	歯、矯正歯、小児歯、歯科口腔外		
野下医院	鳥栖市曾根崎町1553 - 1	83 - 2082	内、呼吸器、消化器、小児		
医療法人 野田内科	鳥栖市西田町211 - 1	83 - 1160	内、呼吸器、消化器、循環器、小児、アレルギー	一般 12 療養 6	
橋本歯科医院	鳥栖市鎗田町308 - 3	82 - 2988	歯		
医療法人 原歯科医院	鳥栖市宿町1362 - 1	85 - 2377	歯、小児歯、歯科口腔外		
医療法人はらだ会 はらだ内科胃腸科	鳥栖市鎗田町281 - 3	84 - 1515	内、呼吸器、消化器、循環器、リハビリ	一般 15 療養 4	
ひかり医院	鳥栖市宿町1247 - 4	83 - 3526	内、皮膚、外	一般 19	
光と風の診療クリニック	鳥栖市京町718 - 1	84 - 3969	精神、診療内、神経		
ひよし小児科	鳥栖市宿町1268	82 - 2677	小児		
医療法人 廣松クリニック	鳥栖市宿町994 - 1	83 - 3467	形成外、皮膚		
医療法人 藤戸医院	鳥栖市今泉町2425	84 - 0865	内、外、小児外、肛門、麻酔	一般 8 療養 6	
藤戸歯科医院	鳥栖市今泉町2537 - 3	85 - 0100	歯、小児歯、歯科口腔外		
ふたば歯科医院	鳥栖市宿町1429 - 1	82 - 5466	歯、小児歯、歯科口腔外		
医療法人 前山内科	鳥栖市宿町1465 - 1	85 - 0005	内、呼吸器、消化器、小児		
医療法人 まごころ医療館	鳥栖市蔵上2 - 210	87 - 5002	内、循環器、整形外、リハビリ、麻酔	一般 19	
松岡病院	鳥栖市西新町1422	83 - 4606	内、消化器、循環器、精神、神経 内、リハビリ、リウマチ	精神 202 療養 46	

名 称	住 所	電話番号	診 療 科 目	ベット数	備 考
三浦クリニック	鳥栖市本通町1 - 811 - 3	84 - 5319	美容外、麻酔		
宮崎医院	鳥栖市東町1 - 1059 - 1	83 - 2083	内、小児		
医療法人 むらかみ小児科	鳥栖市古野町190 - 10	83 - 2450	小児		
元町歯科診療所	鳥栖市元町1300 - 1	82 - 4141	歯、矯正歯、小児歯		
医療法人健栄会 門司歯科医院	鳥栖市田代上町221	82 - 2747	歯、矯正歯、小児歯、歯科口腔外		
門司デンタルクリニック	鳥栖市本町2 - 1250 - 5	82 - 7335	歯		
医療法人 梁井眼科医院	鳥栖市田代大官町798	82 - 2845	眼		
山口歯科医院	鳥栖市姫方町365	83 - 1572	歯、小児歯		
やまさき眼科	鳥栖市宿町985	83 - 5870	眼		
医療法人 やましたクリニック	鳥栖市蔵上4 - 325	81 - 5511	内、呼吸器、小児、アレルギー		
医療法人社団三善会 山津医院	鳥栖市萱方町270	84 - 0011	内、外、整形外、リハビリ、放射線	一般 7 療養 12	
医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2 - 143	87 - 3150	内、呼吸器、消化器、循環器、小児、 外、整形外、脳神経外、泌尿器、肛門、 リハビリ、放射線、麻酔	一般 102 療養 50	
吉松産婦人科	鳥栖市田代昌町27	83 - 3210	内、産婦人	16	
米光クリニック	鳥栖市本町2 - 79 - 7	84 - 1677	内、消化器、外、皮膚、肛門		
医療法人希望会 レディースクリ ニック 山田産婦人科	鳥栖市蔵上2 - 186	84 - 4656	産婦人、歯	13	
若楠療育園	鳥栖市弥生が丘2 - 134	83 - 1121	内、精神、神経、小児、整形外、皮 膚、歯	80	
和田内科循環器科	鳥栖市原古賀町1334 - 8	81 - 2121	内、循環器	2	人工透析有

建設業者等一覧

地区	商号又は名称	住所	TEL	FAX	業種								
					土木	建築	とび・土工 コンクリート	電気	管	舗装	造園	水道	
鳥 栖	今泉建設(株)	鳥栖市轟木町 1814	83-2267	83-0209									
	(有)久保建設	鳥栖市秋葉町 2-1219-10	82-8401	85-2261									
	(株)権藤建設	鳥栖市藤木町 2096	82-2253	83-0969									
	(株)篠原工務店	鳥栖市高田町 43-1	82-2177	82-1775									
	(有)中央設備商会	鳥栖市藤木町 2081-1	82-4410	82-4410									
	鳥栖ガス(株)	鳥栖市藤木町 10-29	82-4788	85-2504									
	(有)鳥栖環境開発総合センター	鳥栖市轟木町 929-2	83-4069	83-2315									
	鳥栖設備工業(有)	鳥栖市真木町 2050	83-3177	83-3168									
鳥 栖 北	野下ポンプ店	鳥栖市秋葉町 2-1220-7	82-2682	82-2682									
	古賀電気工事(株)	鳥栖市鎗田町 283-5	82-3849	82-5514									
	(株)栄電工	鳥栖市本鳥栖町 1512-15	84-1810	84-5785									
	(有)佐藤電気設備	鳥栖市本町 1-902-1	82-3510	82-6907									
田 代	藤崎建設(株)	鳥栖市本町 2-87-1	82-5108	82-5109									
	(株)伸晃建設	鳥栖市田代大官町 378-1	81-2930	81-2931									
	(有)大栄電工	鳥栖市田代大官町 782-2	83-1437	83-1437									
	成富富雪園	鳥栖市弥生が丘町 5-173	83-3361	84-8720									
	林保冷工業(株)	鳥栖市永吉町 788	82-4418	85-1245									
	(株)宮原住宅産業	鳥栖市今町 1788	82-0123	82-0005									

地区	商号又は名称	住所	TEL	FAX	業種								
					土木	建築	とび・土工 コンクリート	電気	管	舗装	造園	水道	
若葉	(株)坂口組	鳥栖市神辺町 450-3	82-2408	83-7947									
	(株)大同工務店	鳥栖市神辺町 1418-4	83-3208	83-4009									
	(株)永家組	鳥栖市古賀町 645	82-2095	82-5767									
	(株)牟田林業緑化	鳥栖市河内町 1728-2	83-2917	85-0061									
	龍生園造園土木(株)	鳥栖市萱方町 164-4	82-3603	82-3620									
基里	久留米土木(有)	鳥栖市酒井西町 607	85-0222	83-3907									
	(有)近藤興業	鳥栖市曾根崎町 1047-22	83-0698	83-0694									
	(株)酒井組	鳥栖市原町 899	83-9555	83-6990									
	(有)轟工務店	鳥栖市曾根崎町 1312	82-2797	82-2712									
	(有)轟住宅設備	鳥栖市曾根崎町 1304-1	82-0270	82-0315									
(株)マツコー	鳥栖市姫方町 309-2	83-2776	85-2315										
麓	(株)飛鳥緑化建設	鳥栖市牛原町 550-3	82-3752	82-8760									
	(株)大島組	鳥栖市養父町 38	83-2655	85-3733									
	(株)栗山建設	鳥栖市立石町 2066-2	83-1678	82-2504									
	(株)篠原建設	鳥栖市蔵上町 587-1	83-3723	82-8045									
	(有)翔邦建設	鳥栖市山浦町 3364-4	83-9848	83-9851									
	(有)高倉住宅設備	鳥栖市平田町 1110-66	84-0435	85-0449									
	(株)高取造園土木	鳥栖市立石町 117	82-7655	82-7656									
	(有)鳥栖特殊土木	鳥栖市蔵上町 619-1	81-3870	81-4822									
	(有)西日本道路設備	鳥栖市山浦町 2539-15	83-8100	83-8311									
(株)ヨシヒロ	鳥栖市養父町 50-1	85-0595	83-9840										

地区	商号又は名称	住 所	T E L	F A X	業 種								
					土木	建築	とび・土工 コンクリート	電気	管	舗装	造園	水道	
旭	朝日環境土木(株)	鳥栖市村田町 1464-1	83-2575	84-2097									
	(株)旭日緑化建設	鳥栖市江島町 3256-508	83-8553	83-0344									
	(株)天本緑地造園	鳥栖市村田町 1493-1	83-2507	83-7164									
	(株)斉藤技研	鳥栖市下野町 2460	85-3806	85-2590									
	(有)白水鉄工所	鳥栖市西新町 1422	83-2452	83-1359									
	鳥栖プロパン(株)	鳥栖市儀徳町 2934	83-3059	82-2277									
	南徳運輸建設(株)	鳥栖市儀徳町 2603-5	83-8500	85-1555									
	(株)宝本建設	鳥栖市西新町 1428-72	82-6957	84-2050									
	(有)丸建	鳥栖市江島町 2092-1	84-8567	84-8567									
	(株)宮富建設	鳥栖市幸津町 1329-1	82-2835	84-3182									
	(株)龍建設	鳥栖市儀徳町 2276-6	83-3395	85-1513									
(株)龍工業	鳥栖市下野町 1113-1	82-1858	82-1007										

地域防災行政無線番号一覧

《基地局》

呼出番号	設置場所
100 - 00	統制局（総務課）

《遠隔制御装置》

呼出番号	設置場所
100 - 01	総務課
100 - 03	2 - 1会議室
100 - 04	環境対策課
100 - 05	農林課
100 - 06	上下水道局管理課
100 - 07	商工振興課
100 - 08	建設課
100 - 09	都市整備課
100 - 10	上下水道局施設課
100 - 11	教育委員会

《半固定局》

呼出番号	設置場所
2 2 2	消防事務組合

《可搬型無線機》

呼出番号	設置場所
5 2 1	鳥栖小学校
5 2 2	鳥栖北小学校
5 2 3	田代小学校
5 2 4	基里小学校
5 2 5	若葉小学校
5 2 6	麓小学校
5 2 7	旭小学校
5 3 1	鳥栖中学校
5 3 2	総務課
5 3 3	基里中学校
5 3 4	鳥栖西中学校
5 4 1	総務課
5 4 2	田代中学校
5 4 3	総務課
5 4 4	総務課
5 4 5	総務課
5 4 6	浄水場
2 0 1	消防事務組合
2 0 2	鳥栖公民館
2 0 3	鳥栖北公民館
2 0 4	田代公民館
2 0 5	総務課
2 0 6	若葉コミュニティセンター
2 0 7	基里公民館
2 0 8	麓公民館
2 0 9	消防事務組合
2 1 0	旭公民館
2 2 1	消防事務組合

《車載型無線機》

呼出番号	設置場所
4 0 1	総務課(市備15号)
4 0 2	契約管財課(市備70号)
4 0 3	環境対策課(市備101号)
4 0 4	契約管財課(市備5号)
4 0 5	総務課(市備9号)
4 6 1	建設課(市備51号)
4 6 2	建設課(市備47号)
4 6 3	建設課(市備12号)
4 9 1	契約管財課(市備45号)
4 9 2	契約管財課(市備32号)
4 9 3	契約管財課(市備56号)
5 0 1	上下水道局施設課(市備203号)
5 0 2	上下水道局施設課(市備206号)
5 0 3	上下水道局施設課(市備224号)
5 0 4	上下水道局管理課(市備205号)
5 0 5	上下水道局管理課(市備207号)
5 1 1	第1分団 本部車(市備37号)
5 1 2	第1分団 特設本部車(市備38号)
5 1 3	第2分団 本部車(市備42号)
5 1 4	第3分団 本部車(市備13号)
5 1 5	第3分団 第2本部車(市備28号)
5 1 6	第3分団 第3部車(市備57号)
5 1 7	第4分団 本部車(市備43号)
5 1 8	第5分団 本部車(市備16号)
5 1 9	消防署 タンク車

《携帯型無線機》

呼出番号	設置場所
6 0 1	総務課
6 0 2	総務課
6 1 1	総務課
6 1 2	総務課(第5分団貸出)
6 1 3	総務課
6 1 4	総務課
6 1 5	総務課
6 1 6	総務課
6 1 7	総務課
6 1 8	総務課

地域防災行政無線操作方法

遠隔制御装置【電話型無線機】

1. 状態表示部に **呼出可** と **音声** が点灯していることを確認してください。
2. 相手呼び出します。
(1) 401 (総務課司令車) を呼び出す場合

ハンドセットを上げます。

4、**0**、**1**と続けてキーを押します。

状態表示部に401と表示され、状態表示部の **呼出可** が点滅し、プレトークスイッチを1回押します。

相手と回線がつながった場合は、状態表示部の **呼出可** が消灯し、**通信可** が点灯します。

ブーッ、ブーッと音が鳴った場合は、呼出失敗ですので、始めから操作をやり直してください。

プレトークスイッチを押して送信し、「こちら鳥栖防災222 (自分の番号) です。鳥栖防災401 (相手の番号) 応答願います。」というように通話を開始します。プレトークスイッチを離すと相手の通信を受信します。

通信を終了する場合は、ハンドセットをおきます。

車載型無線機・可搬型無線機

1. 電源が入っているかどうか確認してください。

電源が入っていない場合は、電源スイッチ **電源/音量** のつまみを押します。

2. 状態表示部に **呼出可** と **音声** が点灯していることを確認してください。

3. 相手呼び出します。

(1) 401 (総務課司令車) を呼び出す場合

4、**0**、**1**と続けてキーを押します。

状態表示部に **401** と表示され、状態表示部の **呼出可** が点滅し、プレトークスイッチを1回押します。

相手と回線がつながった場合は、状態表示部の **呼出可** が消灯し、**通信可** が点灯し、トゥルルルルと呼出音が鳴ります。

プーッ、プーッと音が鳴った場合は、呼出失敗ですので、始めから操作をやり直してください。

プレトークスイッチを押して送信し、「こちら鳥栖防災222 (自分の番号) です。鳥栖防災401 (相手の番号) 応答願います。」というように通話を開始します。プレトークスイッチを離すと相手の通信を受信します。

通信を終了する場合は、**終了** キーを押します。

(2) 100-01 (総務課) を呼び出す場合

1、**0**、**0**と続けてキー押し、**モード** キーを押した後、**0**、**1**キーを続けて押します。

状態表示部に **b01** と表示され、状態表示部の **呼出可** が点滅し、プレトークスイッチを1回押します。

以降は、上記の(1)以降と同じ手順です。

4. 何度も呼出に失敗する場合は、次の操作を行ってください。

3キーを押し、**モード** キーを押します。

0キーを2回押し、**モード** キーを押します。

あとの手順は、上記3の呼出手順により相手呼び出してください。

携帯型無線機

1. 電源が入っているかどうか確認してください。
電源が入っていない場合は、電源スイッチ **音量** のつまみを回します。
2. 状態表示部に **(D)** が点灯していることを確認してください。
3. 相手呼び出します。
(1) 401 (総務課司令車) を呼び出す場合

4、**0**、**1**と続けてキーを押します。

状態表示部に **401** と表示され、状態表示部の **(D)** が点滅し、プレトークスイッチを1回押します。

相手と回線がつながった場合は、状態表示部の **(D)** が消灯し、**(S)** が点灯し、トゥルルルルと呼出音が鳴ります。

ブーツ、ブーツと音が鳴った場合は、呼出失敗ですので、始めから操作をやり直してください。

プレトークスイッチを押して送信し、「こちら鳥栖防災222 (自分の番号) です。鳥栖防災401 (相手の番号) 応答願います。」というように通話を開始します。プレトークスイッチを離すと相手の通信を受信します。

通信を終了する場合は、**終了** キーを押します。

- (2) 100 - 01 (総務課) を呼び出す場合

1、**0**、**0**と続けてキーを押し、**モード** キーを押した後、**0**、**1**キーを続けて押します。

状態表示部に **b01** と表示され、状態表示部の **(D)** が点滅し、プレトークスイッチを1回押します。

以降は、上記の(1)以降と同じ手順です。

4. 何度も呼出に失敗する場合は、次の操作を行ってください。

3キーを押し、**モード** キーを押します。

0キーを2回押し、**モード** キーを押します。

あとの手順は、上記3の呼出手順により相手呼び出してください。

災害時優先電話

課名等	電話番号	課名等	電話番号
市長室	0942 - 83 - 2289	鳥栖小学校	0942 - 83 - 2535
総務課	0942 - 85 - 3500	鳥栖北小学校	0942 - 83 - 2249
総務課	0942 - 85 - 3643	田代小学校	0942 - 83 - 2744
総務課	0942 - 85 - 3644	若葉小学校	0942 - 82 - 8722
総務課 F A X	0942 - 82 - 1994	基里小学校	0942 - 83 - 2288
農林課 F A X	0942 - 83 - 3095	麓小学校	0942 - 83 - 2013
上下水道局施設課 F A X	0942 - 84 - 4403	旭小学校	0942 - 83 - 2806
教育委員会 F A X	0942 - 83 - 0042	鳥栖中学校	0942 - 83 - 2537
機械室	0942 - 85 - 3636	田代中学校	0942 - 83 - 2758
浄水場	0942 - 82 - 3535	基里中学校	0942 - 83 - 2944
衛生処理場	0942 - 82 - 4014	鳥栖西中学校	0942 - 83 - 2086

非常取扱い通話「102番」

被災地などへの電話が殺到して、ダイヤルで直接電話をかけることが困難になった場合、オペレーター扱いで優先して繋ぐことのできる電話（電報）で、次のような場合に利用できることになっている。

（１）非常通話（電報）

地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（又は発生するおそれがある場合）救援、交通、通信、電力の確保、秩序維持のために使用する通話。

（２）緊急通話（電報）

非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために連絡する通話。

車 両 一 覧

課 名	係 名	備品 番号	登録番号	用 途	排気量 (cc)	備 考
総 務 課	庶 務 防 災 係	9	佐賀 88 に 1009	公共応急作業車	1,450	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	15	佐賀 800 さ 4280	消防車	2,970	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	37	佐賀 88 す 3489	消防車(1 - 本)	4,560	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	38	佐賀 800 さ 5171	消防車(1 - 特)	1,990	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	117	佐賀 80 あ 590	消防車(1 - 1)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	118	佐賀 80 あ 594	消防車(1 - 2)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	113	佐賀 80 あ 576	消防車(1 - 3)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	42	佐賀 88 す 1936	消防車(2 - 本)	4,330	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	119	佐賀 80 あ 593	消防車(2 - 1)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	134	佐賀 80 あ 658	消防車(2 - 2)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	6	佐賀 80 あ 670	消防車(2 - 3)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	13	佐賀 88 す 2340	消防車(3 - 本)	4,330	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	28	佐賀 88 す 578	消防車(3 - 2本)	3,630	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	57	佐賀 80 あ 660	消防車(3 - 3)	650	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	135	佐賀 80 あ 659	消防車(3 - 4)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	94	佐賀 80 あ 577	消防車(3 - 5)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	111	佐賀 80 あ 578	消防車(3 - 6)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	43	佐賀 88 す 1430	消防車(4 - 本)	3,630	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	77	佐賀 80 あ 284	消防車(4 - 1)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	85	佐賀 80 あ 315	消防車(4 - 2)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	16	佐賀 88 す 2912	消防車(5 - 本)	4,560	防災無線・拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	120	佐賀 80 あ 592	消防車(5 - 1)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	112	佐賀 80 あ 579	消防車(5 - 2)	650	拡声器搭載
総 務 課	庶 務 防 災 係	121	佐賀 80 あ 591	消防車(5 - 3)	650	拡声器搭載
総 務 課	秘 書 係	1	佐賀 330 さ 6625	普通乗用	2,990	
契約管財課	管 財 係	3	佐賀 41 あ 2112	軽貨物	650	
契約管財課	管 財 係	5	佐賀 40 や 7632	軽貨物	650	防災無線・拡声器搭載
契約管財課	管 財 係	7	佐賀 400 さ 124	小型貨物	1,460	
契約管財課	管 財 係	8	佐賀 50 み 8423	軽乗用	650	
契約管財課	管 財 係	10	佐賀 45 つ 3210	小型貨物	1,460	拡声器搭載
契約管財課	管 財 係	11	佐賀 580 か 1321	軽乗用	650	
契約管財課	管 財 係	14	佐賀 45 ち 3377	小型貨物	1,490	
契約管財課	管 財 係	17	佐賀 50 ふ 7747	軽乗用	650	
契約管財課	管 財 係	18	佐賀 33 せ 2354	普通乗用	2,490	
契約管財課	管 財 係	19	佐賀 40 や 3290	軽貨物	650	
契約管財課	管 財 係	20	佐賀 400 せ 445	小型貨物	1,490	
契約管財課	管 財 係	21	佐賀 41 え 9392	軽貨物	650	

課名	係名	備品番号	登録番号	用途	排気量(cc)	備考
契約管財課	管財係	22	佐賀40す4484	小型貨物	1,460	
契約管財課	管財係	26	佐賀41い4207	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	29	佐賀480あ6900	軽貨物	650	拡声器搭載
契約管財課	管財係	30	佐賀40ま8421	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	31	佐賀45ち4641	小型貨物	1,490	
契約管財課	管財係	32	佐賀45ち9070	小型貨物	1,340	防災無線搭載
契約管財課	管財係	33	佐賀57ぬ3237	小型乗用	1,990	
契約管財課	管財係	34	佐賀45つ1035	小型貨物	1,490	
契約管財課	管財係	35	佐賀45さ2428	小型貨物	1,410	
契約管財課	管財係	36	佐賀57ぬ3238	小型乗用	1,990	
契約管財課	管財係	41	佐賀500は4098	小型乗用	1,990	
契約管財課	管財係	45	佐賀400さ123	小型貨物	1,460	防災無線搭載
契約管財課	管財係	49	佐賀40ま8562	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	52	佐賀41い4389	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	55	佐賀580か1322	軽乗用	650	
契約管財課	管財係	56	佐賀400さ386	小型貨物	1,330	防災無線・拡声器搭載
契約管財課	管財係	60	佐賀40よ3545	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	61	佐賀45た4924	小型貨物	1,490	
契約管財課	管財係	62	佐賀41い6109	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	63	佐賀45た7794	小型貨物	1,460	
契約管財課	管財係	69	佐賀45す5294	小型貨物	1,990	
契約管財課	管財係	70	佐賀40ひ3450	軽貨物	650	防災無線・拡声器搭載
契約管財課	管財係	74	佐賀50ゆ2724	軽乗用	650	
契約管財課	管財係	81	佐賀45そ3447	小型貨物	1,990	
契約管財課	管財係	82	佐賀40む4920	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	83	佐賀40む4921	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	84	佐賀40む4915	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	86	佐賀50す2591	軽乗用	650	
契約管財課	管財係	88	佐賀45た2647	普通貨物	1,810	
契約管財課	管財係	89	佐賀45そ9648	小型貨物	1,490	
契約管財課	管財係	91	佐賀41い4388	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	92	佐賀50む7240	軽乗用	658	
契約管財課	管財係	93	佐賀41く4481	軽貨物	658	拡声器搭載
契約管財課	管財係	107	佐賀45ち5982	小型貨物	1,490	拡声器搭載
契約管財課	管財係	114	佐賀41あ2111	軽貨物	650	
契約管財課	管財係	143	佐賀50み8424	軽乗用	650	
契約管財課	管財係	202	佐賀45そ8609	小型貨物	2,380	
議会事務局	庶務係	25	佐賀300ち614	普通乗用	2,990	
議会事務局	庶務係	108	佐賀33つ8755	普通乗用	2,960	

課名	係名	備品番号	登録番号	用途	排気量(cc)	備考
健康増進課	保健センター	73	佐賀 50 み 8523	軽乗用	650	
健康増進課	保健センター	122	佐賀 58 な 8859	小型乗用	2,660	
健康増進課	保健センター	123	佐賀 88 す 5766	リフト付車	3,150	
環境対策課	環境対策推進係	23	佐賀 40 む 5586	軽貨物	650	
環境対策課	環境対策推進係	65	佐賀 40 る 8093	軽貨物	650	
環境対策課	環境対策推進係	101	佐賀 40 よ 3688	軽貨物	650	防災無線搭載
環境対策課	環境対策推進係	200	佐賀 480 あ 5037	軽貨物	650	
環境対策課	衛生処理場	59	佐賀 40 や 7633	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	136	佐賀 41 え 3192	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	137	佐賀 41 え 9245	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	138	佐賀 41 え 9236	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	139	佐賀 41 え 9234	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	140	佐賀 41 え 9267	軽貨物	650	
こども育成課	子育て支援係	141	佐賀 41 え 9235	軽貨物	650	
社会福祉課	高齢者福祉係	27	佐賀 480 い 5706	軽貨物	650	
農林課	農村整備係	4	佐賀 800 さ 1596	広報車	1,990	
建設課	土木係	47	佐賀 50 む 6191	軽乗用	650	防災無線搭載
建設課	管理係	51	佐賀 880 あ 35	軽貨物	650	防災無線搭載
建設課	管理係	75	佐賀 50 も 7404	軽乗用	650	
建設課	建築住宅係	12	佐賀 50 や 3525	軽乗用	650	防災無線搭載
新幹線対策課	用地係	66	佐賀 50 ま 4454	軽乗用	650	
生涯学習課	文化財係	90	佐賀 40 も 4598	軽貨物	650	
文化芸術振興課	市民文化会館	53	佐賀 45 そ 130	小型貨物	1,450	
文化芸術振興課	市立図書館	103	佐賀 40 よ 3957	軽貨物	650	
上下水道局管理課	総務係	207	佐賀 500 む 862	小型乗用	1,490	防災無線・拡声器搭載
上下水道局管理課	業務係	205	佐賀 41 け 1804	軽貨物	650	防災無線・拡声器搭載
上下水道局施設課	水道工務係	203	佐賀 800 さ 5278	公共応急作業車	1,990	防災無線・拡声器搭載
上下水道局施設課	水道工務係	206	佐賀 41 う 6445	軽貨物	650	防災無線・拡声器搭載
上下水道局施設課	水道工務係	209	佐賀 11 な 945	普通貨物	4,570	
上下水道局施設課	水道工務係	224	佐賀 100 さ 7489	小型貨物	4,000	防災無線・拡声器搭載
上下水道局施設課	浄水場	208	佐賀 400 す 6597	小型貨物	1,780	
上下水道局施設課	浄水場	223	佐賀 480 あ 2946	軽貨物	650	
上下水道局施設課	下水道施設係	105	佐賀 480 い 5513	軽貨物	650	
上下水道局施設課	下水道事業係	39	佐賀 50 ち 1035	軽乗用	650	
上下水道局施設課	下水道事業係	54	佐賀 33 な 6515	普通乗用	2,160	

へりポート設置箇所

施設名	所在地 面積	電話番号	備考
鳥栖市役所	鳥栖市宿町1118 7,000m ²	0942-85-3506	災害 ～ 山林火災
鳥栖工業高等学校グラウンド	鳥栖市元町1918 22,000m ²	0942-83-4134	災害 ～ 山林火災
鳥栖西中学校グラウンド	鳥栖市蔵上町77 22,500m ²	0942-83-2086	山林火災
宝満川河川敷(安楽寺町)	鳥栖市安楽寺町地先 11,400m ²	0942-32-7082	災害 ～ 山林火災
佐賀競馬場(駐車場)	鳥栖市江島町3256-228 67,500m ²	0942-83-4538	大災害
八ツ並公園	鳥栖市弥生が丘5-44 25,000m ²	0942-85-3603	災害 ～ 山林火災
基山町営球場	基山町大字園部2562-1 9,800m ²	0942-92-5645	山林火災

災害～山林火災は、全ての災害に適用する。

山林火災は、山林火災のみ適用する。

大災害は、大災害のみ適用する。

避難実施要領策定のための参考資料（避難実施要領のパターン）

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

鳥 栖 市 長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、ミサイルが発射された場合において住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（ ）弾道ミサイル攻撃への対応は、基本的には、目に見えない事象への対応となることから、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要である。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、原則として国が定めたサイレンを広報車により最大音量で吹鳴するとともに、補完的に消防用のサイレンを吹鳴し続けて注意喚起した後、住民に警報の発令を周知させること。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（ ）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防本部、警察署等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

() 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

鳥 栖 市 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、市において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、鳥栖市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付。)

() 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

A・B・C地区住民約 名を本日 : を目途に各地区の防災上の避難場所であるA・B・C小学校を一時避難場所として集合させた後、本日 : 以降、民間大型バス等により、市 小学校、 小学校、××小学校へ避難させる。

この際、小学校までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

() 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員 名を、A・B・C小学校、避難先の 市・ 小学校に各派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付。)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

() 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防本部、警察署、自衛隊等)との

情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

- () 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難場所、輸送力の配分

(ア) A地区

約 名、A小学校、大型バス 台

(イ) B地区

約 名、B小学校、大型バス 台

(ウ) C地区

約 名、C小学校、大型バス 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

日 : 、A・B・C小学校

ウ 避難経路

国道 号(予備として県道 号及び 号を使用)

- () バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
() 避難経路については、交通規制を行う警察署の意見を十分に聴いて決める。
() 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安をなくさせる。
() 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等を使用するなどあらゆる手段を活用する。

イ 避難実施要領について、警察署、消防本部及び自衛隊へ通知する。また、A・B・C地区の各自治会、消防団、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 災害時要援護者への対応を的確に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、関係団体と協力して、次の対応を行う。

a 病院の入院患者 名は、 病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b 老人福祉施設入居者 名の避難は、社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

()福祉関係課を中心とした「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、 : までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

避難誘導を担当する職員は、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 自治会や自主防災組織等の地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、警察署等に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報等をもとに、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

()国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県消防防災課及び警察署と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び 市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

工 対策本部設置場所：鳥栖市役所

才 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、市 小学校、 小学校、××小学校とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び市の支援を受ける。

避難実施要領(一例)

鳥 栖 市 長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、 地域で戦闘が継続している状況にある(日 時現在。)

2 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、広報車等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、警察署、自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- ()ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察署、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- ()戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- ()屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

時現在
地区については、 道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。自力歩行困難者は・・・
地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- ()避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察署、自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要。
- ()現地調整所で、警察署、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、 地点の救護所及び 病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する消防職員等が、汚染地域からの誘導又は搬送を行う。また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

() D M A T (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

誘導を行う職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部や県からの情報等をもとに、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する機関に要請する。

誘導を行う職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領(一例)

鳥 栖 市 長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、 地域における爆発について、化学剤(剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の鳥栖市 町及びその風下となる 町を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

要避難地域の 町、 町住民約 名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 町の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、広報車等により避難の方法を呼びかけ、NBC防護機器を有する消防本部に伝達をさせる。また、防護機器を有する自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

()化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する警察署、消防本部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 国の現地対策本部との調整

国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

()NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、県を窓口とし、国の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等を使用するなどあらゆる手段を活用する。

イ 避難実施要領について、警察署、消防本部及び自衛隊へ通知する。また、要避難地域の 町、 町の各自治会、消防団、鳥栖商工会議所及び社団法人鳥栖三養基医師会等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 災害時要援護者への対応を的確に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

()防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、資機材を有

する消防本部職員が中心となって実施する。

(4) 避難所の開設等

- ア 小学校を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、専門医療機関における受入れの調整を行う。

() 避難所における救援活動は、原則として県が実施するが、迅速な救援活動を実施するために、市も積極的に協力を実施する。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

避難誘導を担当する職員は、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

() NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の住民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

誘導を行う職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や現地調整所からの情報等をもとに、市対策本部において集約した全ての最新の汚染状況等の情報を提供する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：鳥栖市役所
- イ 現地調整所設置場所：

県内指定避難施設一覧表

平成 18 年 5 月 18 日現在

施設名	所在地
佐賀市文化会館	佐賀市日の出 1 丁目 21-10
佐賀市民会館	佐賀市水ヶ江 1 丁目 2-20
佐賀市立諸富文化体育館	佐賀市諸富町諸富津 52
大和勤労者体育センター	佐賀市大和町川上 3294
三瀬勤労福祉センター	佐賀市三瀬村三瀬 2700-1
勸興小学校	佐賀市成章町 3-16
循誘小学校	佐賀市高木町 15-30
日新小学校	佐賀市長瀬町 9-15
赤松小学校	佐賀市中の館町 1-39
神野小学校	佐賀市神野西 2 丁目 4-8
西与賀小学校	佐賀市西与賀町厘外 1437
嘉瀬小学校	佐賀市嘉瀬町十五 12-1
巨勢小学校	佐賀市巨勢町高尾 108
兵庫小学校	佐賀市兵庫町淵 1295
高木瀬小学校	佐賀市高木瀬東 5 丁目 6-12
北川副小学校	佐賀市木原 3 丁目 12-1
本庄小学校	佐賀市本庄町本庄 131-1
鍋島小学校	佐賀市鍋島 1 丁目 1-2
金立小学校	佐賀市金立町千布 2144-1
久保泉小学校	佐賀市久保泉町川久保 1357-1
芙蓉小学校	佐賀市蓮池町小松 1000
新栄小学校	佐賀市新栄東 2 丁目 6-34
若楠小学校	佐賀市若宮 3 丁目 2-1
開成小学校	佐賀市鍋島町森田 35-1
諸富北小学校	佐賀市諸富町大堂 990
諸富南小学校	佐賀市諸富町為重 920-1
春日小学校	佐賀市大和町尼寺 1439
川上小学校	佐賀市大和町東山田 1807-1
春日北小学校	佐賀市大和町久池井 1775-1
成章中学校	佐賀市成章町 7-1
城南中学校	佐賀市南佐賀 1 丁目 20-1
昭栄中学校	佐賀市昭栄町 1-7
城東中学校	佐賀市巨勢町牛島 242
城西中学校	佐賀市本庄町本庄 1021-1
城北中学校	佐賀市高木瀬西 3 丁目 1-50
金泉中学校	佐賀市久保泉町上和泉 2361-1

施 設 名	所 在 地
芙蓉中学校	佐賀市蓮池町小松 1005-1
鍋島中学校	佐賀市鍋島 1 丁目 19-1
諸富中学校	佐賀市諸富町徳富 2058-3
大和中学校	佐賀市大和町東山田 3554-1
富士中学校	佐賀市富士町古湯 2735-1
佐賀市立勤興公民館	佐賀市成章町 3-18
佐賀市立循誘公民館	佐賀市東佐賀町 12-2
佐賀市立日新公民館	佐賀市長瀬町 1-20
佐賀市立赤松公民館	佐賀市中の館町 4-10
佐賀市立神野公民館	佐賀市神野西 1 丁目 4-10
佐賀市立西与賀公民館	佐賀市西与賀町相応津 186
佐賀市立嘉瀬公民館	佐賀市嘉瀬町扇町 2624-21
佐賀市立高木瀬公民館	佐賀市高木瀬東 5 丁目 1-12
佐賀市立兵庫公民館	佐賀市兵庫町淵 1295
佐賀市立北川副公民館	佐賀市木原 3 丁目 12-8
佐賀市立鍋島公民館	佐賀市鍋島 1 丁目 1-1
佐賀市立金立公民館	佐賀市金立町千布 2333-2
佐賀市立久保泉公民館	佐賀市久保泉町川久保 1353-1
佐賀市立蓮池公民館	佐賀市蓮池町蓮池 6-49
佐賀市立新栄公民館	佐賀市新生町 4-21
佐賀市立若楠公民館	佐賀市若楠 2 丁目 1-1
佐賀市立開成公民館	佐賀市鍋島町森田 27-4
佐賀市立諸富町公民館	佐賀市諸富町諸富津 7
佐賀市立三瀬公民館	佐賀市三瀬村三瀬 2615
大和生涯学習センター	佐賀市大和町尼寺 1875
久里小学校	唐津市久里 1820
鏡中学校	唐津市鏡 1136
鬼塚中学校	唐津市山本 1916
神集島小学校	唐津市神集島 2789-11
長松小学校	唐津市神田 2148-2
大志小学校	唐津市西城内 4-43
大志小学校(旧大成小学校体育館)	唐津市富士見町 12-1
大良小中学校	唐津市大良 526-1
竹木場小学校	唐津市竹木場 5576-17
第四中学校	唐津市竹木場 5576-17
佐志中学校	唐津市中瀬通 1-3
第一中学校	唐津市町田 1 丁目 4-1
外町小学校	唐津市東町 37

施 設 名	所 在 地
東唐津小学校	唐津市東唐津 4 丁目 4-29
西唐津中学校	唐津市二夕子1丁目 7-83
湊小学校	唐津市湊町 1291-2
湊中学校	唐津市湊町 594
文化体育館	唐津市和多田大土井 1-1
青年の家	唐津市和多田大土井 1-1
成和小学校	唐津市和多田本村 8-80
第五中学校	唐津市和多田用尺 1-1
巖木小学校平之分校	唐津市巖木町平之 705-1
巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬 44-1
玉島小学校	唐津市浜玉町五反田 823
浜玉中学校	唐津市浜玉町大江 6-1
平原小学校鳥巢分校	唐津市浜玉町鳥巢 790-3
浜崎小学校	唐津市浜玉町浜崎 451
平原小学校	唐津市浜玉町平原乙 97-1
星賀わんぱくハウス(前入野小学校星賀分校)	唐津市肥前町星賀
切木中学校	唐津市肥前町切木乙 500-1
入野小学校	唐津市肥前町入野丙 619-1
肥前中学校	唐津市肥前町入野甲 2217-2
肥前市民会館	唐津市肥前町入野甲 1801-1
肥前文化会館	唐津市肥前町入野甲 1700
納所小学校	唐津市肥前町納所丁 682
切木小学校	唐津市肥前町万賀里川 233-2
加部島小学校	唐津市呼子町加部島 3449
呼子小学校	唐津市呼子町呼子 3000-1
小川小中学校	唐津市呼子町小川島 841
呼子中学校	唐津市呼子町殿ノ浦 750-1
七山小学校	唐津市七山仁部 98-第 2 の 1
七山公民館(前七山村多目的研修集会施設)	唐津市七山滝川 1252
加唐小中学校	唐津市鎮西町加唐島 25
加唐小学校松島分校	唐津市鎮西町松島 3531-1
打上小学校赤木分校	唐津市鎮西町赤木 3192-1
打上小学校	唐津市鎮西町打上 2115-2
打上中学校	唐津市鎮西町打上 2108
馬渡小中学校	唐津市鎮西町馬渡島 41
名護屋小学校	唐津市鎮西町名護屋 444
名護屋中学校	唐津市鎮西町名護屋 2265
北波多小学校	唐津市北波多徳須恵 416

施設名	所在地
北波多中学校	唐津市北波多徳須恵 303
北波多社会体育館	唐津市北波多徳須恵 413
佐里地区公民館	唐津市相知町佐里 1828
相知小学校	唐津市相知町相知 1810
相知天徳の丘運動公園社会体育館	唐津市相知町相知 2406-4
田頭小学校	唐津市相知町田頭 427-2
平山地区館	唐津市相知町平山上 130-1
基里老人福祉センター	鳥栖市原町 831
麓老人福祉センター	鳥栖市山浦町 1788-1
高齢者福祉施設	鳥栖市本町 3 丁目 1494-10
鳥栖南老人福祉センター	鳥栖市真木町 2112
田代老人福祉センター	鳥栖市田代大官町 323-5
旭老人福祉センター	鳥栖市儀徳町 3155-2
若葉コミュニティーセンター	鳥栖市萱方町 116-2
障害児通園施設(ひかり園)	鳥栖市本町 3 丁目 1463-1
社会福祉会館(2 階児童センター)	鳥栖市元町 1228-1
鳥栖小学校	鳥栖市元町 1162
若葉小学校	鳥栖市古賀町 480-2
麓小学校	鳥栖市山浦町 2253-1
旭小学校	鳥栖市村田町 109-1
基里小学校	鳥栖市曾根崎町 1521-1
鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町 77-1
田代中学校	鳥栖市田代外町 651-1
田代小学校	鳥栖市田代上町 301-1
基里中学校	鳥栖市原町 672-1
鳥栖北小学校	鳥栖市本町 3 丁目 1468-1
鳥栖中学校	鳥栖市本町 2 丁目 104-1
鳥栖公民館	鳥栖市今泉町 2172-2
市民体育センター	鳥栖市曾根崎町 1353-4
鳥栖北公民館	鳥栖市古野町 176-3
勤労青少年ホーム多目的ホール	鳥栖市宿町 927
田代公民館	鳥栖市田代大官町 1958
基里公民館	鳥栖市曾根崎町 1362
麓公民館	鳥栖市山浦町 1788-1
旭公民館	鳥栖市儀徳町 3155-2
東部中学校	多久市東多久町別府 3182
南部小学校	多久市南多久町下多久 6103-2

施設名	所在地
緑が丘小学校	多久市北多久町小侍 1100-1
北部小学校	多久市北多久町小侍 45-3
体育センター	多久市北多久町小侍 1119-90
西部小学校	多久市西多久町板屋 7775-9
市民センターお祭り広場	伊万里市松島町 391-1
国見台運動公園	伊万里市二里町大里甲 2153-1
隣保館	伊万里市大川町大川野 3119-1
老人福祉センター	伊万里市松島町 73
大川老人憩の家	伊万里市大川町大川野 3836-1
山代老人憩の家	伊万里市山代町久原 2721
波多津老人憩の家	伊万里市波多津町辻 953
黒川小学校	伊万里市黒川町大黒川 1335-1
青嶺中学校	伊万里市黒川町福田 66
山代東小学校	伊万里市山代町久原 65
山代中学校	伊万里市山代町久原 3080
山代西小学校	伊万里市山代町西分 4475-1
浦之崎運動広場	伊万里市山代町立岩 390-1
東陵中学校	伊万里市松浦町堤川 200
松浦小学校	伊万里市松浦町桃川 4430-2
牧島小学校	伊万里市瀬戸町 216-1
大川小学校	伊万里市大川町大川野 2036-1
大川内小学校	伊万里市大川内町乙 3280-1
大坪小学校	伊万里市大坪町甲 2501-3
滝野小学校	伊万里市東山代町滝川内 3132-1
国見中学校	伊万里市東山代町長浜 1750
東山代小学校	伊万里市東山代町里 70-1
南波多中学校	伊万里市南波多町井手野 2900
二里小学校	伊万里市二里町大里乙 284-1
波多津小学校	伊万里市波多津町畑津 763
波多津東小学校	伊万里市波多津町筒井 11
啓成中学校	伊万里市木須町 131
牧島公民館	伊万里市木須町 5832-2
立花小学校	伊万里市立花町 1901-1
伊万里中学校	伊万里市立花町 4063-1
伊万里小学校	伊万里市脇田町 1419-1
生涯学習センター	伊万里市松島町 73-1
伊万里公民館	伊万里市松島町 350-4
大坪公民館	伊万里市大坪町甲 2863-1

施 設 名	所 在 地
立花公民館	伊万里市立花町 1891-79
大川内公民館	伊万里市大川内町丙 2410-1
黒川公民館	伊万里市黒川町塩屋 504-1
波多津公民館	伊万里市波多津町辻 1080
南波多公民館	伊万里市南波多町井手野 2685-1
大川公民館	伊万里市大川町大川野 3836-1
松浦公民館	伊万里市松浦町山形 5490-2
二里公民館	伊万里市二里町大里乙 321-3
東山代公民館	伊万里市東山代町里 105
山代公民館	伊万里市山代町久原 2697-2
同和教育集会所	伊万里市立花町 1542-29
東山代運動広場	伊万里市東山代町長浜 2330-5
大川運動広場	伊万里市大川町大川野 2084
松浦運動広場	伊万里市松浦町山形 5490
波多津運動広場	伊万里市波多津町辻 2979
大川体育館	伊万里市大川町大川野 2084
南波多ミニスポーツ会館	伊万里市南波多町井手野 2896-1
若木小学校	武雄市若木町川古 8083
武内小学校	武雄市武内町梅野乙 15041-2
武雄中学校	武雄市武雄町富岡 11606
御船が丘小学校	武雄市武雄町武雄 4595
山内西小学校	武雄市山内町大野 6900
山内東小学校	武雄市山内町鳥海 9602-1
北方小学校	武雄市北方町志久 1389
北方中学校	武雄市北方町大崎 2384-2
北方西体育館	武雄市北方町大崎 2117
北方東体育館	武雄市北方町大渡 3656
北方スポーツセンター	武雄市北方町大崎 2229-2
市民会館	鹿島市納富分 2643-1
福祉会館	鹿島市納富分 2643-1
北鹿島体育館	鹿島市井手 1529-1
古枝小学校体育館	鹿島市古枝甲 1248-2
鹿島小学校体育館	鹿島市高津原 231 のイ
市民体育館	鹿島市高津原 253
市民武道館	鹿島市高津原 561-1
能古見小学校体育館	鹿島市山浦甲 2246
北鹿島小学校体育館	鹿島市常広 420
明倫小学校体育館	鹿島市納富分甲 59

施設名	所在地
西部中学校体育館	鹿島市納富分 1435
浜小学校体育館	鹿島市浜町 1239
東部中学校体育館	鹿島市浜町甲 4020
鹿島市生涯学習センター	鹿島市納富分 2700-1
文化センター	小城市小城町 520-1
小城公園	小城市小城町
小城勤労者体育センター	小城市小城町畑田 98-1
小城公民館	小城市小城町 176-5
桜岡支館	小城市小城町 176-13
晴田支館	小城市小城町晴気 2096
岩松支館	小城市小城町岩蔵 3780
三里支館	小城市小城町栗原 1244-6
牛津武道館	小城市牛津町牛津 586
保健福祉センター(アイル)	小城市牛津町勝 1221-1
牛津公民館	小城市牛津町柿樋瀬 1100-1
芦溝地区農村公園	小城市芦刈町芦溝
永田六丁農村公園	小城市芦刈町永田
海遊ふれあいパークランド	小城市芦刈町永田
農村環境改善センター	小城市芦刈町三王崎 349
中央運動公園	小城市芦刈町三王崎
三王崎地区農村公園	小城市芦刈町三王崎
道免新村中村地区農村公園	小城市芦刈町道免
浜枝川地区農村公園	小城市芦刈町浜枝川
芦刈文化体育館	小城市芦刈町三王崎牛王 172-1
東西道免地区農村公園	小城市芦刈町道免
芦刈公民館	小城市芦刈町三王崎 318-1
桜岡小学校	小城市小城町 166
岩松小学校	小城市小城町岩蔵 1941
三里小学校	小城市小城町栗原 1256
晴田小学校	小城市小城町畑田 2099
小城中学校	小城市小城町松尾 4104
三日月小学校	小城市三日月町長神田 1680
三日月中学校	小城市三日月町長神田 1650
野外研修センター	小城市三日月町織島 1-366
三日月町民体育館	小城市三日月町長神田 1848-9
三日月町民グラウンド	小城市三日月町長神田 339-1
ふれあい公園	小城市三日月町樋口 1221
生涯学習センター(ドゥイング三日月)	小城市三日月町長神田 1845

施 設 名	所 在 地
牛津小学校	小城市牛津町柿樋瀬 924
牛津中学校	小城市牛津町牛津 557
砥川小学校	小城市牛津町上砥川 1408
芦刈小学校	小城市芦刈町三王崎 14
芦刈中学校	小城市芦刈町三王崎牛王 16
塩田町保健センター	嬉野市塩田町馬場下甲 1709
町公会堂	嬉野市嬉野町下宿乙 1297
久間小学校	嬉野市塩田町久間乙 1885
五町田小学校	嬉野市塩田町五丁田甲 3717
塩田中学校	嬉野市塩田町馬場下甲 1801
塩田町公民館	嬉野市塩田町馬場下甲 1967
嬉野小学校	嬉野市嬉野町下宿乙 1647
嬉野中学校	嬉野市嬉野町下宿甲 2786
中央公民館	嬉野市嬉野町下宿乙 1297
町体育館	嬉野市嬉野町下宿乙 1541-3
大草野小学校	嬉野市嬉野町下野丙 80
大野原小中学校	嬉野市嬉野町岩屋川内丙 720
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町不動山甲 1326
西郷小学校講堂	神崎市神崎町横武 864
神崎小学校講堂	神崎市神崎町枝ヶ里 349-1
仁比山小学校講堂	神崎市神崎町鶴 1635
神崎中央公民館	神崎市神崎町鶴 3388-5
中部小学校	神崎市千代田町直鳥 15-1
千代田中学校	神崎市千代田町直鳥 929-1
福祉センター	神崎市千代田町直鳥 142
東部小学校	神崎市千代田町渡瀬 1964
西部小学校	神崎市千代田町餘江 1496
次郎体育館	神崎市千代田町直鳥 942-3
背振小学校体育室	神崎市背振町広滝 580
背振 2000 年館	神崎市背振町広滝 593-3
背振勤労者体育館	神崎市背振町広滝 592-2
南川副小学校	佐賀郡川副町鹿江 674
西川副小学校	佐賀郡川副町西古賀 979
中川副小学校	佐賀郡川副町福富 1316
大詫間小学校	佐賀郡川副町大詫間 496
川副町中央公民館	佐賀郡川副町鹿江 620-1
東与賀町保健福祉センター	佐賀郡東与賀町下古賀 1193
東与賀町農村環境改善センター	佐賀郡東与賀町田中 425

施設名	所在地
東与賀小学校	佐賀郡東与賀町田中 450
東与賀中学校	佐賀郡東与賀町下古賀 1127-1
老人福祉センター	佐賀郡久保田町新田 3323
保健センター	佐賀郡久保田町新田 3323
高齢者交流施設	佐賀郡久保田町新田 3323
農村環境改善センター	佐賀郡久保田町新田 3323
思斉小学校	佐賀郡久保田町新田 1207
思斉中学校	佐賀郡久保田町新田 1217
コミュニティーホール	神埼郡吉野ヶ里町吉田 252-1
三田川総合福祉センター	神埼郡吉野ヶ里町豆田 1790
東脊振総合福祉センター	神埼郡吉野ヶ里町三津 775
三田川小学校	神埼郡吉野ヶ里町吉田 63-1
三田川中学校	神埼郡吉野ヶ里町吉田 303
吉野ヶ里町中央公民館	神埼郡吉野ヶ里町吉田 307
東脊振小学校	神埼郡吉野ヶ里町三津 733
東脊振中学校	神埼郡吉野ヶ里町石動 2709
さざんか武道館	神埼郡吉野ヶ里町三津 2757-4
吉野ヶ里町農村環境改善センター	神埼郡吉野ヶ里町三津 777-5
基山町総合体育館	三養基郡基山町宮浦 666
基山町民会館	三養基郡基山町宮浦 666
若基小学校	三養基郡基山町けやき台 2-2
基山小学校	三養基郡基山町宮浦 41
基山中学校	三養基郡基山町宮浦 941
農村集落多目的研修集会施設	三養基郡上峰町江迎 1174-1
上峰町農村婦人の家	三養基郡上峰町堤 1923-11
前牟田地区学習等供用施設	三養基郡上峰町前牟田 429-1
上峰小学校体育館	三養基郡上峰町坊所 651
上峰中学校体育館	三養基郡上峰町坊所 235
上峰町体育センター	三養基郡上峰町坊所 2650-2
上峰町民センター	三養基郡上峰町坊所 319-4
北茂安保健センター	三養基郡みやき町東尾 667-1
中原小学校	三養基郡みやき町原古賀 1364-2
中原中学校	三養基郡みやき町簗原 1475-第 9
中原体育館	三養基郡みやき町簗原 1003-1
北茂安小学校	三養基郡みやき町東尾 420
北茂安中学校	三養基郡みやき町東尾 4435
三根西小学校	三養基郡みやき町寄人 1385
三根東小学校	三養基郡みやき町天建寺 2400

施設名	所在地
三根中学校	三養基郡みやき町市武 1661
有浦中学校	東松浦郡玄海町新田 1809-6
玄海町社会体育館	東松浦郡玄海町新田 1809-22
町民会館	東松浦郡玄海町新田 1809-22
値賀中学校	東松浦郡玄海町平尾 691
玄海町公民館値賀分館	東松浦郡玄海町平尾 847
文化体育館	東松浦郡有田町本町丙 954-1
曲川小学校	東松浦郡有田町黒川甲 1761
大山小学校	東松浦郡有田町大木宿乙 830
大町町総合福祉保健センター	杵島郡大町町大町 5000
大町町老人福祉センター	杵島郡大町町福母 2431-28
大町小学校	杵島郡大町町大町 5763-1
大町中学校	杵島郡大町町大町 5427
大町町スポーツセンター	杵島郡大町町福母 158-1
大町町公民本館	杵島郡大町町福母 2481
江北町老人福祉センター	杵島郡江北町山口 2645-1
江北小学校	杵島郡江北町山口 1128
江北中学校	杵島郡江北町山口 412
白石町総合センター	杵島郡白石町福田 1312-1
白石中学校	杵島郡白石町遠江 143-1
白石社会体育館	杵島郡白石町遠江 75-1
北明小学校	杵島郡白石町築切 205
須古小学校	杵島郡白石町堤 1461
六角小学校	杵島郡白石町東郷 2239
白石小学校	杵島郡白石町福田 2373
三近堂コミュニティセンター	杵島郡白石町堤 1461
福富小学校	杵島郡白石町福富 3415-2
福富中学校	杵島郡白石町福富 3497
福富社会体育館	杵島郡白石町福富 3508-2
福富公民館	杵島郡白石町福富 3451
福富ゆうあい館	杵島郡白石町福富 3535-1
有明東小学校	杵島郡白石町牛屋 6833-2
有明西小学校	杵島郡白石町戸ヶ里 1493
有明中学校	杵島郡白石町坂田 290
有明南小学校	杵島郡白石町深浦 5582
有明公民館	杵島郡白石町坂田 275-1
太良町総合福祉保健センターしおさい館	藤津郡太良町多良 1-17
多良小学校中尾分校体育館	藤津郡太良町系岐 7890-1

施設名	所在地
多良小・中学校体育館(小学校部分)	藤津郡太良町多良 1264
多良小・中学校体育館(中学校部分)	藤津郡太良町多良 1284
大浦小学校体育館	藤津郡太良町大浦丁 348
町民体育センター	藤津郡太良町大浦丁 331-1
大浦中学校体育館	藤津郡太良町大浦丙 1373
太良町 B&G 海洋センター体育館	藤津郡太良町多良 1-6
太良町 B&G 海洋センター体育館第2体育館	藤津郡太良町多良 1-6
佐賀西高等学校	佐賀市城内 1-4-25
佐賀商業高等学校	佐賀市神野東 4-12-40
佐賀北高等学校	佐賀市天祐 2-6-1
佐賀東高等学校	佐賀市南佐賀 3-11-15
致遠館中学校、致遠館高等学校	佐賀市兵庫町藤木 1092-1
佐賀工業高等学校	佐賀市緑小路 1-1
盲学校	佐賀市天祐 1-5-29
ろう学校	佐賀市鍋島町森田 321
金立養護学校	佐賀市金立町金立 2339-2
高志館高等学校	佐賀市大和町尼寺 1698
大和養護学校	佐賀市大和町久留間 3353
唐津商業高等学校	唐津市元石町 235-2
唐津南高等学校	唐津市神田 2629-1
唐津工業高等学校	唐津市石志 3072
唐津西高等学校	唐津市町田 1992
北部養護学校	唐津市山本 788-12
巖木高等学校	唐津市巖木町巖木 727
唐津北高等学校	唐津市鎮西町横竹 838-9
鳥栖工業高等学校	鳥栖市元町 1918
鳥栖高等学校	鳥栖市古野町 600-1
鳥栖商業高等学校	鳥栖市平田町 1110-8
多久高等学校	多久市北多久町小侍 23
伊万里農林高等学校	伊万里市二里町大里乙 1414
伊万里高等学校	伊万里市二里町大里甲 2600
伊万里商業高等学校	伊万里市脇田町 1376
伊万里養護学校	伊万里市大坪町丙 1427
武雄青陵高等学校	武雄市武雄町永島 13233-2
鹿島実業高等学校	鹿島市高津原 539
鹿島高等学校	鹿島市高津原 462
小城高等学校	小城市小城町 176
牛津高等学校	小城市牛津町牛津 274

施 設 名	所 在 地
塩田工業高等学校	嬉野市塩田町馬場下甲 1418
嬉野高等学校	嬉野市嬉野町下宿甲 700
神埼高等学校	神埼市神埼町田道ヶ里 2213
神埼清明高等学校	神埼市神埼町横武 2
三養基高等学校	三養基郡みやき町原古賀 300
杵島商業高等学校	杵島郡大町町大町 2039
白石高等学校	杵島郡白石町今泉 138
佐賀農業高等学校	杵島郡白石町福田 1660
太良高等学校	藤津郡太良町多良 4212-6

概 況 調 査 票 (参集後に各自で記入すること)

整理番号 _____

報告者氏名		部課名等	部・局 課・室・局
報告日時	月 日 時 分	状況把握日時	月 日 時 分
状況把握場所			
<p>参集時に把握した情報</p> <p>自宅付近の状況 道路の状況 建物被害の状況 救助者の有無 火災の発生状況 その他気づいたこと</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する。</p>			
<p>地図・略図</p> 			

参集後各自で記入し、各部局の主管課がまとめ、随時総務課へ提出のこと。

災 害 調 査 票

災 害 名		発 生 年 月 日		報 告 者 名		受 付 年 月 日		
番 号	住 宅 主 氏 名	建 物 の	世 帯 人 員	人 的		住 家	そ の 他	災 害 の 概 況
	店 舗 ・ 事 業 所 名 等 (電 話)	用 途 ・ 面 積		被 害 内 容		被 害		
	()	m ²	人	死 者 人 行方不明者 人 重傷 人 負傷者 人 軽傷 人	全 壊 人 半 壊 人 一部破損 人 床上浸水 人 床下浸水 人	水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀		
	()	m ²	人	死 者 人 行方不明者 人 重傷 人 負傷者 人 軽傷 人	全 壊 人 半 壊 人 一部破損 人 床上浸水 人 床下浸水 人	水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀		
	()	m ²	人	死 者 人 行方不明者 人 重傷 人 負傷者 人 軽傷 人	全 壊 人 半 壊 人 一部破損 人 床上浸水 人 床下浸水 人	水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀		
	()	m ²	人	死 者 人 行方不明者 人 重傷 人 負傷者 人 軽傷 人	全 壊 人 半 壊 人 一部破損 人 床上浸水 人 床下浸水 人	水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀		
	()	m ²	人	死 者 人 行方不明者 人 重傷 人 負傷者 人 軽傷 人	全 壊 人 半 壊 人 一部破損 人 床上浸水 人 床下浸水 人	水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀		

- 記入注意事項
- 1 この調査は、対策本部からの指示後、3日以内に完了し報告すること。
 - 2 各欄に掲げる項目については、該当するものを で囲むこと。
 - 3 災害の概況については、主たる被害の原因等についても記入すること。

災 害 調 査 表 (福 祉 生 活)

(単 位 : 千 円)

被 害 種 別		単 位	被 害 内 容	被 害 額	備 考	
人 的 被 害	死 者	人		/		
	行 方 不 明	"				
	重 症	"				
	軽 傷	"				
	計	"				
住 家 被 害	全(焼・埋・壊)	戸 数	戸			
		世 帯 数	世 帯			
		人 員	人			
	流 失	戸 数	戸			
		世 帯 数	世 帯			
		人 員	人			
	半(焼・埋・壊)	戸 数	戸			
		世 帯 数	世 帯			
		人 員	人			
	一 損 部 壊	戸 数	戸			
		世 帯 数	世 帯			
		人 員	人			
	浸 水	床 上	戸 数	戸		
			世 帯 数	世 帯		
			人 員	人		
床 下		戸 数	戸			
		世 帯 数	世 帯			
		人 員	人			
計	戸 数	戸				
	世 帯 数	世 帯				
	人 員	人				
非 住 宅	全壊(焼・埋)		棟			
	半壊(焼・埋)		棟			
	損壊(焼・埋)		棟			
	計					
家 屋 計						
厚 生 ・ 医 療 施 設 等	社会福祉施設		箇所			
	環境衛生施設	衛生施設	"			
		その他	"			
	医 療 施 設 (病院・診療所等)		"			
計						
総 計						

災害箇所については、必ず地図・写真等を添付すること。

災害調査表（商工・水道・下水等）

（単位：千円）

被害種別		被害量	被害額	備考
商 工 関 係	商 業			
	工 業			
	鉱 業			
	観光施設			
	そ の 他			
	計			
ラ イ フ ラ イ ン	鉄道不通	箇所		
	電 気	戸		
	電 話	回線		
	ガ ス	戸		
	水 道	戸		
	下 水			
	計			
そ の 他				
合 計				

災害箇所については、必ず地図・写真等を添付すること。

災害調査表（農林）

種		別	被害面積(ha)	被害量(t・棟・ヶ所・m)	被害額(千円)	備考		
農	農地	田	(流出・埋没)					
		畑	(流出・埋没)					
		樹園地	(流出・埋没)					
		計						
	農産物	農作物	水	稲				
			麦	類				
			雑穀、いも、豆類					
			野	菜				
			果	樹				
			工芸作物					
			飼料用作物					
			花					
			茶					
			その他					
			小計					
	農産物	樹体	果	樹				
			茶	樹				
			小計					
		家畜	家畜	畜産物				
			小計					
	計							
	農業施設	農協等	共同利用施設(事務所含む)					
			在庫品					
			計					
		農業施設	利用施設	耕種関係				
				園芸関係				
				畜産関係				
				その他				
		計						
		農業施設	用水	水路(崩壊)				
農道(崩壊)								
橋梁(流出)								
頭首工・井堰								
揚・排水機								
ため池等								
農地保全								
その他								
小計								
計								
農業合計								
林業	林地	崩壊地						
		地すべり地						
		計						
	施設	治山施設						
		林道						
		林産施設						
		苗畑施設						
	計							
	林産物	木材						
		その他の林産物						
種		苗						
林産物間接被害								
その他								
計								
林業合計								
農林業総計								

災 害 調 査 票 (土 木)

(単 位 : 千 円)

被害種別	公 共 災 害						単 独 災 害						国直轄災害		合 計		備 考
	県 工 事		市町村工事		計		県 工 事		市町村工事		計						
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	
道 路																	
橋りょう																	
河 川																	
砂 防																	
崖崩れ																	
堆積土砂																	
都市災害																	
そ の 他																	
計																	
公営住宅																	
合 計																	

災害箇所については、必ず地図・写真等を添付すること。

災 害 調 査 票 (文 教)

(単 位 : 千 円)

被 害 種 別		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		学 校 計		公 民 館		体 育 施 設		そ の 他		合 計	
		箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額
建 物	全 壊																
	半 壊																
	一 部 損 壊																
	床 上 浸 水																
	床 下 浸 水																
	小 計																
校 地	埋 没																
	流 失																
	崩 壊																
	小 計																
教 材 等																	
そ の 他																	
計																	
文 化 財																	
合 計																	

災害箇所については、必ず地図・写真等を添付すること。

避 難 者 台 帳

No _____

避難所名							
受付 番号	避難 期間	月 日 ~ 月 日	住所 氏名	(世帯主名)			避難 家族 人員
	備考						
受付 番号	避難 期間	月 日 ~ 月 日	住所 氏名	(世帯主名)			避難 家族 人員
	備考						
受付 番号	避難 期間	月 日 ~ 月 日	住所 氏名	(世帯主名)			避難 家族 人員
	備考						
受付 番号	避難 期間	月 日 ~ 月 日	住所 氏名	(世帯主名)			避難 家族 人員
	備考						
受付 番号	避難 期間	月 日 ~ 月 日	住所 氏名	(世帯主名)			避難 家族 人員
	備考						

避 難 者 世 帯 票

No _____

避難所名				入所月日	月 日	担当職員名		
入所者住所				世帯主名			家族人員	
入 所 者 氏 名								
氏 名	続柄	性別	年齢	入所月日	電話番号	備 考		
				月 日				
離 散 家 族 安 否 状 況								
氏 名	続柄	性別	年齢	避難先等	安 否 状 況	備 考		

行方不明者 捜索者名簿

No _____

受付 番号	要捜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要捜索者		捜索			
			との関係		経過			
受付 番号	要捜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要捜索者		捜索			
			との関係		経過			
受付 番号	要捜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要捜索者		捜索			
			との関係		経過			
受付 番号	要捜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要捜索者		捜索			
			との関係		経過			

遺 体 調 査 書

NO							
遺体収容者	部 班 氏 名						
遺体の種別	1 行方不明		2 身元不明		3 その他 ()		
遺体発見日	年 月 日 (曜日)		午前・午後		時 分		
遺体発見場所							
遺体の身元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名			性別	男 ・ 女	年齢	歳
	識別内容 (身長・体重・服装・所持品・その他特徴)						
遺族関係者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	遺体の引受年月日	(引き渡しの日を記入) 年 月 日			備考		
	遺体の引取年月日	(引き渡しの日を記入) 年 月 日			備考		
検視日時	月 日 時 分			検 視 者			
検案日時	月 日 時 分			検 案 医 師			
火葬許可証交付日	年 月 日 (許可番号)		火葬日時 火葬場所	年 月 日 時 市・町・村・斎 場			
所持品等の処理							
遺体発見現場図				関係写真			
備 考							

遺 体 処 理 台 帳

番号	処 理 年月日	遺体発見 日時場所	死亡者氏名	遺 族		処置費・保存費		検 案 料		そ の 他		合 計 金 額
				氏 名	続柄	支 払 先	金 額	支 払 先	金 額	支 払 先	金 額	
							円		円		円	

遺 体 遺 留 品 処 理 票

災害遺体番号		遺留品処理番号	
死 亡 者	氏 名	遺 留 品	引取・処分
	住 所		引取・処分
	死亡年月日		引取・処分
	死亡原因		引取・処分
	遺体発見日時		引取・処分
	遺体発見場所		引取・処分
遺 体 引 取 人	氏 名	遺 留 品 引 取 人	氏 名
	住 所		住 所
	死亡者との 関 係		死亡者との 関 係
	引取年月日		引取年月日
遺体収容所		保管場所	
備考	備考		

鳥 栖 市 災 害 遺 体 処 理 個 票	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

遺体納棺表示用

鳥 栖 市 死 亡 者 遺 留 品 個 票	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

遺留品表示用

鳥 栖 市 災 害 遺 体 搬 送 個 票	
番 号	
氏 名	
搬送月日	
齋 場 宛 市長名	

齋場送付表示用

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合はを囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注１）本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 殿
 (市町村長)

申 請 者

住所(居所) _____
 氏 名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願 います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者 に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別す るための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 印の欄には記入しなで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	交付する標章等	返納日	備 考
(記載例) 1	鳥栖 太郎	tosu Tarou	1974/4/1	鳥栖市職員	2010/4/1	2011/3/31	175	茶	黒	A(Rh+)		腕章、帽章×各1	2011/3/30	所属：総務課
2														
3														

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） _____	生年月日（西暦） _____
（ローマ字） _____	年 月 日 _____
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長：_____cm 眼の色：_____ 頭髪の色：_____ 血液型：_____（Rh因子_____）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） _____ _____	
（許可権者使用欄） 資 格：_____ 証明書番号：_____ 交付等の年月日：_____ 有効期間の満了日：_____ 返納日：_____	

特殊標章再交付申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

申 請 者

住 所 _____ (電話 _____)

氏 名 _____ 印

- 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2 紛失（破損等）年月日
- 3 紛失の状況（破損等の理由）
- 4 その他必要な事項

受 付 欄

経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

	年 月 日
鳥栖市長 様 <div style="text-align: center;">申 請 者</div> 住 所 _____ (電 話 _____) 氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

鳥栖市国民保護協議会条例

平成18年条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、鳥栖市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

(部会)

第6条 会長は、協議会の所掌事務を分掌させるために、協議会に部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市国民保護協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥栖市国民保護協議会条例(平成18年条例第8号、以下「協議会条例」という。)第7条の規定に基づき、鳥栖市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ、会長が招集する。
2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関又は組織に属する者で、その委員が権限を委任するものを出席させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、必要に応じ、会長が招集する。

3 幹事会に幹事長を置き、鳥栖市総務部総務課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が、その議長となる。

5 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事が、その職務を代理する。

6 幹事がやむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、幹事と同一の機関又は組織に属する者で、その幹事が権限を委任するものを出席させることができる。

7 幹事の任期は、2年とし、再任することを妨げない。幹事が欠けた場合における補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員及び幹事の構成)

第6条 委員及び幹事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項及び協議会条例第5条第2項に基づき市長が任命し、その構成は別表に掲げるとおりとする。

(異動の報告)

第7条 委員及び幹事に異動があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第8条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、鳥栖市総務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

別表

委員	幹事
国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長	国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所久留米出張所長
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所鳥栖維持出張所管理係長
陸上自衛隊九州補給処装備計画部企画課長	陸上自衛隊九州補給処装備計画部企画課防衛班長
佐賀県統括本部消防防災課長	佐賀県統括本部消防防災課副課長
鳥栖警察署長	鳥栖警察署警備課長
鳥栖土木事務所長	鳥栖土木事務所副所長
鳥栖農林事務所長	鳥栖農林事務所副所長
鳥栖保健福祉事務所長	鳥栖保健福祉事務所企画経営課主任保健師
鳥栖市助役	-
鳥栖市教育長	-
鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長	鳥栖・三養基地区消防事務組合警防課長
鳥栖市収入役	-
鳥栖市総務部長	鳥栖市総務部総務課長
鳥栖市市民生活部長	鳥栖市市民生活部市民協働推進課長
鳥栖市健康福祉部長	鳥栖市健康福祉部社会福祉課長
鳥栖市環境経済部長兼水道部長	鳥栖市環境経済部商工振興課長
鳥栖市建設部長	鳥栖市建設部建設課長
鳥栖市教育委員会事務局教育部長	鳥栖市教育委員会事務局教育部総務課長
鳥栖郵便局長	鳥栖郵便局総務課長
九州旅客鉄道株式会社鳥栖駅長	九州旅客鉄道株式会社鳥栖駅副駅長
九州電力株式会社鳥栖営業所長	九州電力株式会社鳥栖営業所計画グループ長
鳥栖ガス株式会社代表取締役社長	鳥栖ガス株式会社取締役総務部長
社団法人鳥栖三養基医師会理事	社団法人鳥栖三養基医師会理事
鳥栖商工会議所会頭	鳥栖商工会議所事務局次長
鳥栖市区長連合会長	鳥栖市区長連合会会長代理
鳥栖市地域婦人連絡協議会長	鳥栖市地域婦人連絡協議会副会長
鳥栖市消防団長	
鳥栖市消防団副団長	鳥栖市消防団分団長
鳥栖市消防団副団長	

鳥栖市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、鳥栖市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員（消防長の所管の消防職員並びに水防管理者の所管の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第1号。以下「交付台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第 9 条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第 3 号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 11 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第 12 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第 4 号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(補則)

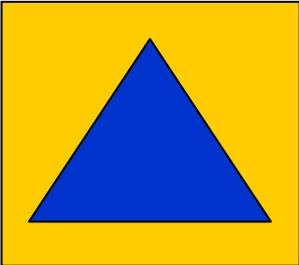
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 鳥栖市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：鳥栖市 1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

（注）腕章及び帽章は同時に付けるものとする。

別図（第2条関係）

表面

	鳥栖市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	交付する標章等	返納日	備 考
(記載例) 1	鳥栖 太郎	tosu Tarou	1974/4/1	鳥栖市職員	2010/4/1	2011/3/31	175	茶	黒	A(Rh+)		腕章、帽章×各1	2011/3/30	所属：総務課
2														
3														

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____ 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦 4 × 横 3 cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (R h 因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____	
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
鳥栖市長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
鳥栖市長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電 話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

附 則(平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者		
住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願 います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者 に限る。)	日 本 其他()
	その他個人を識別す るための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 印の欄には記入しなで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） 年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

消防国第22号
平成17年4月1日

各都道府県国民保護主管部長
各指定都市国民保護主管局長

）
殿

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民の保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)の規定及び国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。)を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

(1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

(1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情

報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

- (1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。

都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

- (1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

- (2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いきる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

- (1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公共団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

安否情報の照会は、原則として、照会窓口にて安否情報照会書を提出することにより行うものとする。

ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口にて人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

- (2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、(1)の窓口における書面の提出による照会以外の場合であっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

(1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考にすること。

安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものと

する。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

(2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。

「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。

「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。本人の確認については、安否情報の照会時に運転免許証等本人であることを証明する書類により行うものとし、照会をする理由の真実性の確認については、原則として安否情報照会書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、安否情報を照会しようとする者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により行うものとする。

安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。

(3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。

照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場

合に限り行うものとする。

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうがより高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば、「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」については、具体的な地番までは示さず、「

市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治 週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

各都道府県知事殿

消防庁国民保護・防災部長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（通知）

消防庁においては、国民保護法第94条から第96条までに定める安否情報事務を円滑かつ適切に実施する方策やそのための安否情報システムの構築について、「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」において、有識者及び関係省庁等と検討してきたところであり、報告書を別紙1のとおりとりまとめました。消防庁では、本報告書に沿って、国及び地方公共団体が安否情報事務の具体的な運用体制の整備を図ることが適切であると考えておりますので通知します。

そのため、必要な省令改正として、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」（平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。）を制定し、一部を除き本年4月1日に施行されましたので、別紙2のとおり送付します。

また、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び回答に係る留意事項の詳細について別添のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙3の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

(1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を照会窓口において提出又は提示させることとする。

(2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別(以下「4情報」という。)について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当である。

(3) (2)の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

(4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1)の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

第四 その他の留意すべき事項について

1 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第五条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

2 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)」を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

救援の程度及び基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

(救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
 - 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は

2,342,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,342,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活

必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季 別	夏 季	冬 季
1人世帯の額	17,300円	28,500円
2人世帯の額	22,200円	36,800円
3人世帯の額	32,700円	51,400円
4人世帯の額	39,000円	60,100円
5人世帯の額	49,600円	75,600円
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	7,200円	10,300円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 医療の提供
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - ロ 救護班において行うこと。ただし、緊迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。
 - ハ 次の範囲において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
 - ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の

診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり３，３００円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり５，０００円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第１２条 法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第４号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり１３７，０００円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第１３条 法第７５条第１項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。